



最高裁判所における 訴訟事件の概況

1 はじめに

これまでに公表した報告書では、主として事件票のデータに基づき、地方裁判所における第一審訴訟事件の審理期間等の状況について分析を行っているが、第2回報告書では、高等裁判所における民事控訴審訴訟事件及び刑事控訴審訴訟事件の審理の状況についても、統計データを用いて分析を行った。

本報告書では、裁判所における事件処理の全体像を概観すべく、平成22年に終局した最高裁判所における訴訟事件について、統計データの分析を行い、その概況を明らかにする。なお、最高裁判所においては、従来より、民事事件、行政事件及び刑事事件の3つの分類により統計データを収集しているため、本報告書でも、基本的に、これらの3つのパートに分類して分析を行った（もっとも、民事事件及び行政事件については、上告審の手続は同一であるため、上告審の手続の流れ等に関する説明は、一括して取り上げている。）。また、最高裁判所は、上告のほか、訴訟法において特に定める抗告についても裁判権を有するが（裁判所法7条）、本報告書では、最高裁判所が扱うこれらの事件のうち、中核をなす上告を対象として分析を行うこととした。

2 民事・行政訴訟事件の概況等

2. 1 最高裁判所における

民事・行政訴訟事件の手続の流れ等

○ 民事・行政訴訟事件における上告審の手続の流れ

第二審の裁判所（控訴審裁判所）の終局判決に不服がある当事者は、上告審裁判所に不服申立てをすることができる。高等裁判所が第二審としてした終局判決に対しては、最高裁判所に不服申立て（上告又は上告受理の申立て）をすることとなる（民事訴訟法311条1項、318条1項）^{*1 *2}。

上告審たる最高裁判所は法律審であり、このことは、上告理由及び上告受理の申立ての理由にも現れている。

まず、上告は、高等裁判所の終局判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするとき（同法312条1項）、あるいは、重大な手続法違反（いわゆる絶対的上告理由。具体的には、①法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと、②法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと、③専属管轄に関する規定に違反したこと、④法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと、⑤口頭弁論の公開の規定に違反したこと、⑥判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあることの6つの事由である。）があることを理由とするとき（同条2項）に、することができる^{*3}。

これに対し、上告受理の申立ては、原判決（高等裁判所が第二審としてした終局判決）に最高裁判所の判例（これがない場合には、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件についてすることができる（同法318条1項）^{*4}。

上告の提起は、判決書の送達を受けた日から2週間以内に、上告状を原裁判所（第二審として終局判決を行った高等裁判所。以下同じ。）に提出することによりしなければならない（同法314条、313条、285条）。上告状に、上告理由を具体的に記載していないときは、上告人は、上告提起通知書^{*5}の送達を受けた日から50日以内に、上告理由書を原裁判所に提出しなければならない（同法315条、民事訴訟規則193条、194条）。このような期間の制限等は、上告受理の申立てについても同様である（同法318条5項、同規則199条2項前段）。

*1 上告が提起された場合には、上告審においても附帯上告（民事訴訟法313条、293条1項）をすることができる。また、上告受理の申立てがされた場合、附帯上告受理（同法318条5項、313条、293条1項）の申立てをすることができる。

*2 このほかに、上告は、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対しても最高裁判所にすることができるほか、地方裁判所が第二審としてした終局判決に対しては、高等裁判所にすることができることとなっている（民事訴訟法311条1項）。また、上告事件には、地方裁判所がした第一審判決に対する飛躍上告事件（同法311条2項、281条1項ただし書）や、高等裁判所が上告審としてした終局判決に対する特別上告（同法327条1項）等がある。

*3 平成8年の民事訴訟法改正（平成10年1月1日施行）前は、憲法違反のほか、広く原判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反が上告理由として規定されていたが、最高裁判所が、憲法問題や重要な意義を有する法令解釈の問題について速やかな判断を示し、その本来の責務を十分に果たすことができるようにするために、上告理由が憲法違反及び重大な手続法違反に制限された（法務省民事局参事官室編「一問一答・新民事訴訟法」341頁、343頁参照）。

*4 上告受理制度は、平成8年の民事訴訟法改正により新設された。なお、同一の第二審判決に対して、上告の提起と上告受理の申立てを共にすること（以下、このような申立てがされた事件を「並行申立事件」という。）も可能である。

*5 上告の提起があった場合には、上告状却下の命令又は上告が不適法でその不備を補正することができない場合に原裁判所による上告却下の決定があったときを除き、当事者に上告提起通知書を送達しなければならない。

原裁判所は、上告ないし上告受理の申立てが不適法でその不備を補正することができないとき、あるいは、前述の期間内に上告理由書ないし上告受理の申立ての理由書が提出されず、又は、その理由の記載が最高裁判所規則で定める方式によってされていないときは、決定で上告ないし上告受理の申立てを却下しなければならない（同法316条1項、318条5項）が*6、そのような場合を除き、上告裁判所である最高裁判所に訴訟記録を送付する（同規則197条1項、2項）。

最高裁判所は、裁判所が職権で調査すべき事項を除き、上告又は上告受理の申立ての理由に基づき、不服の申立てがあった限度においてのみ調査をする（同法320条）。原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所である最高裁判所を拘束する（同法321条1項）。

最高裁判所は、上告が不適法でその不備を補正することができないとき、あるいは、前述の期間内に上告理由書が提出されず、又は、その理由の記載が最高裁判所規則で定める方式によってされていないときは、決定で上告を却下することができる（同法317条1項）。当事者の主張する上告の理由が明らかに法定の上告の理由に該当しない場合（例えば、形式的には憲法違反を主張するが、その実質は、事実誤認の主張にすぎない場合等）には、決定で上告を棄却することもできる（同条2項）。

また、最高裁判所は、上告受理の申立てが法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認めるときは上告受理決定をし（同法318条1項）、それ以外の場合は上告不受理決定をする。上告受理決定がされると、上告があったものとみなされるが、上告受理決定をする際、申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、それを排除することができ（同条3項）、排除されなかったものが上告の理由とみなされる（同条4項）。

最高裁判所は、上告状、上告受理申立書、上告理由書、上告受理の申立ての理由書、答弁書その他の書類により、上告（上告受理決定があって上告とみなされたものも含む。以下同じ。）を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる（同法319条）。逆に上告を理由があると認めるときは、口頭弁論を開いて判決をする。この場合には、原判決を破棄することとなり、事件を原裁判所に差し戻す破棄差戻し（同法325条1項、2項）、最高裁判所自身が事件について裁判をする破棄自判（同法326条）等の判断をすることとなる。最高裁判所は、法律審たる上告審としての性質上、破棄差戻しを原則とし、この場合、差戻しを受けた原裁判所は、新たな口頭弁論に基づき裁判をしなければならない、最高裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻しを受けた原裁判所を拘束する（同法325条3項）。これに対し、最高裁判所は、確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤ったことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき、あるいは、事件が裁判所の権限に属しないことを理由として判決を破棄するときは、破棄自判をする。

○ 分析の対象とする統計データについて

本報告書では、最高裁判所における民事訴訟事件（人身保護請求事件を含む。以下同じ。）及び行政訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主たる分析の対象として、その審理の状況を統計データ*7から明らかにする。ただし、行政訴訟事件については、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決（以下「高裁第一審判決」という。）に対する上告及び上告受理事件（知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等）

*6 上告又は上告受理の申立ての理由の記載が最高裁判所規則で定める方式に違反することが明らかなきときは、原裁判所は、決定で、相当の期間を定めて補正を命じなければならない、この場合の上告又は上告受理の申立ての却下は、その期間内に上告人（申立人）が不備の補正をしないときにするものとされている（民事訴訟規則196条、199条2項）。

*7 なお、上告審の統計データにおいては、同一の第二審判決に対して上告（上告受理の申立て）と附带上告（附带上告受理の申立て）がされた場合、上告（上告受理）事件と附带上告（附带上告受理）事件を別個の事件として統計処理している。

の事件数が一定数あり^{*8}、これらを含めて分析することが上告審の審理状況の全体像についての把握に資するため、これらを統計データに含めることにする。

順序としては、まず、上告事件及び上告受理事件について、新受件数及び平均審理期間の推移等の概況をみることにする。その上で、上告事件に関する上告理由等と審理期間等との関係を、次に、上告受理事件に関する上告受理・不受理決定までの平均期間^{*9}と事件数等の関係を概観し、最後に、第一審受理から上告審終局までの審理期間の状況をみることにする。

なお、単年の統計データをみる場合は、特に断りのない限り、平成22年1月1日から同年12月31日までのデータを対象として分析することとする。

*8 平成22年に既済となった民事訴訟事件については、上告事件の総数1871件のうち高裁第一審判決に対する上告事件（人身保護請求、独占禁止法関係の損害賠償請求訴訟等。上告受理事件についても同じ。）の件数は2件であり、上告受理事件の総数2259件のうち高裁第一審判決に対する上告受理事件の件数は0件である。これに対し、同年に既済となった行政訴訟事件については、上告事件の総数408件のうち高裁第一審判決に対する上告事件（知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等。上告受理事件についても同じ。）の件数は56件であり、上告受理事件の総数491件のうち高裁第一審判決に対する上告受理事件の件数は82件である。

*9 上告受理決定・不受理決定までの平均期間とは、上告審記録受理から上告受理決定又は上告不受理決定がされるまでの審理期間の平均である。上告受理決定までの平均期間とは、上告審記録受理から上告受理決定までの審理期間の平均であり、上告不受理決定までの期間も同様である。

2. 2 民事訴訟事件の概況

2. 2. 1 概況

○ 新受件数及び平均審理期間^{*10}の推移

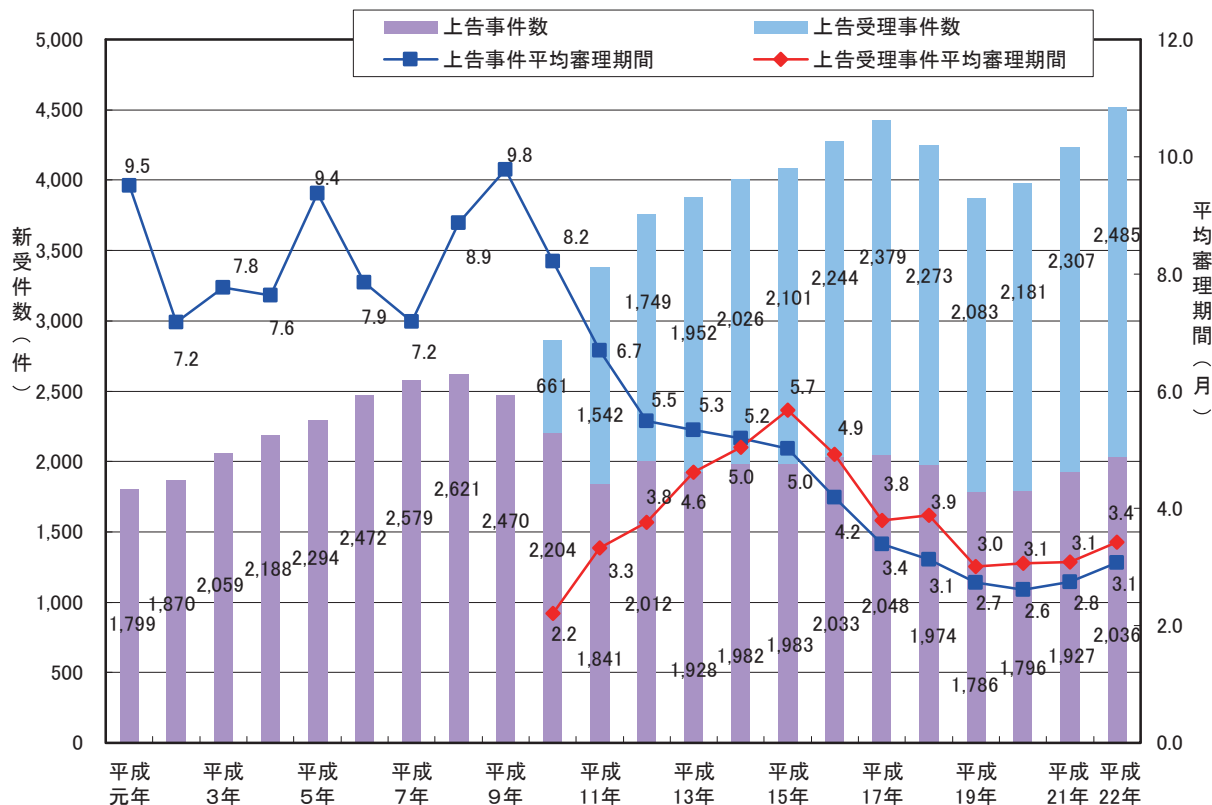
(新受件数)

【図1】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成元年から平成22年までの両事件の新受件数及び平均審理期間の推移を示したものである。まず、平成22年における新受件数をみると、上告事件は2036件、上告受理事件は2485件であり、その合計数は4521件に上る。次に、新受件数の経年推移をみると、上告事件は、平成元年（1799件）から平成8年（2621件）にかけて事件数が増加した後、平成9年（2470件）に減少に転じ、現行民事訴訟法が施行された平成10年（2204件）と平成11年（1841件）に更に減少した^{*11}ものの、平成12年（2012件）に増加に転じ、平成13年以降は、1700件台の後半から2000件台の前半を推移している。

次に、上告受理事件の新受件数について経年推移をみると、現行民事訴訟法が施行された平成10年（661件）から平成17年（2379件）まで一貫して事件数が増加した後、平成18年（2273件）と平成19年（2083件）に減少に転じたものの、平成20年（2181件）から再び増加しており、平成22年における上告受理事件の新受件数（2485件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（2470件）を超えた上、平成22年の件数は、同年における上告事件の新受件数と合算すると、平成9年の上告事件の件数の1.8倍を超える^{*12}。また、上告受理事件の新受件数は、長期的に見て増加傾向にあるといえよう。上告事件と上告受理事件の新受件数を比較すると、平成13年以降、上告受理事件が上告事件を超える年が続いている。

- *10 上告事件の平均審理期間とは、上告審記録受理から上告審終局までの期間の平均であり、上告受理事件の平均審理期間も同様である。したがって、上告状又は上告受理申立書の提出から上告審記録受理までの期間は含まれていない。なお、上告受理事件のうち、上告受理決定がされた事件は、その後の判決等の終局事由により上告審が終局するため、上告審記録受理から判決等の終局時由までの期間が上告審の審理期間であり、上告不受理決定がされた事件は、それにより上告審が終局するため、上告審記録受理から上告不受理決定までの期間が上告審の審理期間である。
- *11 現行民事訴訟法施行前と比較して同法施行後の新受件数が減少しているのは、前掲脚注3及び脚注4のとおり、現行民事訴訟法において上告理由が制限されるとともに上告受理制度が新設されたことによる影響が主な原因であると推測される。
- *12 なお、最高裁判所の統計システム上、並行申立事件の新受件数を集計していないため、正確な数値は把握できないが、上告事件に占める並行申立事件の割合は、8割程度である。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(上告事件及び上告受理事件)



※ 上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの(高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等)が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。なお、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件に当たらないものは、平成18年以降、年間2件から20件程度である。(【図11】についても同じ。)

※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す(以下同じ。)

※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものの双方を含む。

なお、最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合をみると（【表2】）、高等裁判所の控訴審判決で終局した既済件数のうち、上告されたものの割合は25.2%、上告受理の申立てがされたものの割合は27.6%であり、判決以外の事由で終局した事件をも含む全既済件数のうち、上告されたものの割合は14.5%、上告受理の申立てがされたものの割合は15.8%であることから、民事第一審訴訟（全体）の上訴率（15.7%）及び上訴事件割合（5.8%）と比べて高くなっている。

【表2】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合

	上告事件	上告受理事件
上訴率	25.2%	27.6%
上訴事件割合	14.5%	15.8%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成22年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

（平均審理期間）

上告事件の平均審理期間についてみると、平成元年以降、平成9年までは、7.2月から9.8月の間で推移した後、現行民事訴訟法が施行された平成10年以降一貫して短縮化傾向にあったものの、平成20年（2.6月）には、前年とほぼ横ばいになり、その後、平成21年（2.8月）、平成22年（3.1月）と、微増の傾向を示している。

次に、上告受理事件の平均審理期間についてみると、平成10年（2.2月）から平成15年（5.7月）にかけて長期化した後、減少に転じ、平成19年に3.0月まで短縮化したものの、平成20年（3.1月）、平成21年（3.1月）、平成22年（3.4月）と、横ばいないし微増の傾向を示している。

以上のように、平均審理期間は、上告事件は平成10年以降、上告受理事件は平成16年から平成19年までおおむね短縮化の傾向にあったといえる。この理由としては、平成8年の民事訴訟法改正において、最高裁判所が憲法判断や法令の解釈の統一という重要な責務を迅速適正に果たすことができるようにするため、上告理由を制限し、上告受理制度や、上告事件の決定による処理方式を導入するなど、上告制度が改正されたことが挙げられる。特に、「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反」が最高裁判所に対する上告理由ではなくなり、法令解釈に関する重要事項の有無を基本的なメルクマールにして受理・不受理の判断を行い、受理しない事件については上告受理の申立て理由の当否の判断を示さないという制度が創設されたことで、法令違反について必ず判断を示さなければならないという改正前民事訴訟法下の制度に比べ、真に重要な事項に絞って最高裁判所の判断が示される傾向が形成されてきたのではないかと考えられる。

そして、平成15年以降、更に上告事件の平均審理期間が短縮化しているのは、平成14年までに、改正前民事訴訟法が適用される事件がほとんど既済となったこと^{*13}が理由の一つとして挙げられるほか、上告事件及び上告受理事件ともに、平成16年10月から調書決定^{*14}の導入等の合理化策もとられており、これらの成果が現れていることも一応考えられる。

もともと、上告事件及び上告受理事件のいずれについても、平均審理期間は、平成19年に下げ止まりの

*13 平成14年末において改正前民事訴訟法が適用される事件の未済件数は、3件のみである。

*14 最高裁判所が決定をする場合において、相当と認めるときは、決定書の作成に代えて、決定の内容を調書に記載させることが可能になり（民事訴訟規則50条の2）、決定書作成の事務が合理化された。

傾向を示し、その後は、横ばいないし微増の傾向を示しているところ、その要因としては、平成20年以降の新受事件の増加による影響や、比較的長期間係属していた事件が平成20年以降に数多く終局したことによる影響^{*15}等が考えられる。

上告事件と上告受理事件の平均審理期間を比較すると、法改正直後は上告事件の平均審理期間の方が長かったが、これは、前記のとおり、平成14年までの上告事件数には改正前民事訴訟法が適用される事件が残っており、その中には、現行民事訴訟法の下では上告受理事件の対象となると思われる重要な法律問題を含む事件も相当数が含まれていたと思われ、これが上告事件の審理期間を全体として長期化させる要因となっていたのではないかと考えられる一方で、上告受理事件は、法改正直後の段階においては、重要な法律問題を含む事件がほとんど終局に至らなかったこと^{*16}が大きな理由ではないかと思われる。

他方、平成15年以降、上告受理事件の平均審理期間の方が長くなっているのは、上告事件中の上記のような重要な法律問題を含む事件の処理が進んで、上告事件中に、憲法違反ないし絶対的上告理由（主に理由の不備・食違い）の主張はあるものの実質は法令違反等をいうにすぎない事件が多くを占めるようになったのに対して、上告受理事件においては、申立て及び終局事件に占める重要な法律問題を含む事件の割合が増加したことが理由と思われる。

○ 審理期間及び終局区分別の事件数及び事件割合

【表3】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成22年の審理期間別の事件数及び事件割合、終局区分ごとの審理期間別の事件数及び事件割合をそれぞれ示したものである。

まず、上告事件の審理期間については、総数（1859件）の77.7%に当たる事件（1445件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の0.2%（4件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（1859件）のうち98.7%（1835件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局しており、そのうちの78.1%（1433件）が3月以内に終局している。

次に、上告受理事件の審理期間については、総数（2247件）の73.7%（1657件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の0.4%（10件）にとどまっている。また、終局区分別に見ると、総数（2247件）のうち96.4%（2166件）が上告不受理決定で終局しており、そのうちの75.6%（1638件）が3月以内に終局している。

判決で終局した事件の平均審理期間は決定で終局する事件に比べて長く、上告受理事件では、1年以上の期間を要しているが、その件数は多くはない。

*15 平均審理期間は、その年に事件処理が終了した事件の審理期間の平均値であり、複雑困難な事件が例年より多く終局した年は期間が長期化することもある。

*16 上告受理事件のうち、判決で終局した事件の件数をみると、現行民事訴訟法施行直後である平成10年から平成13年までにおいては、まだ少なく（平成10年0件、平成11年7件、平成12年17件、平成13年35件）、統計データ上も、重要な法律問題を含む事件がほとんど終局に至らなかったことがうかがわれる。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合（上告事件及び上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
事件数	1,859	3	4	1,835	10	7
平均審理期間(月)	3.1	9.0	11.3	3.0	3.0	7.3
3月以内	1,445 77.7%	-	-	1,433 78.1%	8 80.0%	4 57.1%
3月超6月以内	219 11.8%	2 66.7%	-	217 11.8%	-	-
6月超1年以内	111 6.0%	-	3 75.0%	105 5.7%	2 20.0%	1 14.3%
1年超2年以内	80 4.3%	1 33.3%	1 25.0%	76 4.1%	-	2 28.6%
2年超	4 0.2%	-	-	4 0.2%	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
事件数	2,247	12	43	2,166	16	10
平均審理期間(月)	3.4	16.3	16.6	3.1	2.8	5.6
3月以内	1,657 73.7%	-	-	1,638 75.6%	12 75.0%	7 70.0%
3月超6月以内	296 13.2%	-	1 2.3%	293 13.5%	2 12.5%	-
6月超1年以内	171 7.6%	5 41.7%	13 30.2%	150 6.9%	2 12.5%	1 10.0%
1年超2年以内	113 5.0%	5 41.7%	23 53.5%	83 3.8%	-	2 20.0%
2年超	10 0.4%	2 16.7%	6 14.0%	2 0.1%	-	-

○ 審理期間別の事件割合の推移

【図4】は、上告事件及び上告受理事件に分けて、上告事件については平成元年から平成22年までの、上告受理事件については上告受理制度が導入された平成10年から平成22年までの審理期間別の事件割合の推移を示したものである。

上告事件の審理期間別の事件割合の推移を見ると、最も割合の大きい審理期間が3月以内の事件の割合は、平成元年から平成9年までは38.1%から54.9%の間で推移した後、平成10年以降増加し、平成19年には85.6%に達したものの、平成20年以降は若干減少している。一方、3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、審理期間が3月以内の事件割合の推移とおおむね逆の増減傾向となっており、平成22年における6月超1年以内の事件の割合（6.0%）は、平成20年（3.1%）の2倍程度まで増加している。審理期間が2年を超える事件の割合は、平成16年以降減少傾向にあったものの、平成20年（0.2%）以降、ほぼ横ばいとなっている。

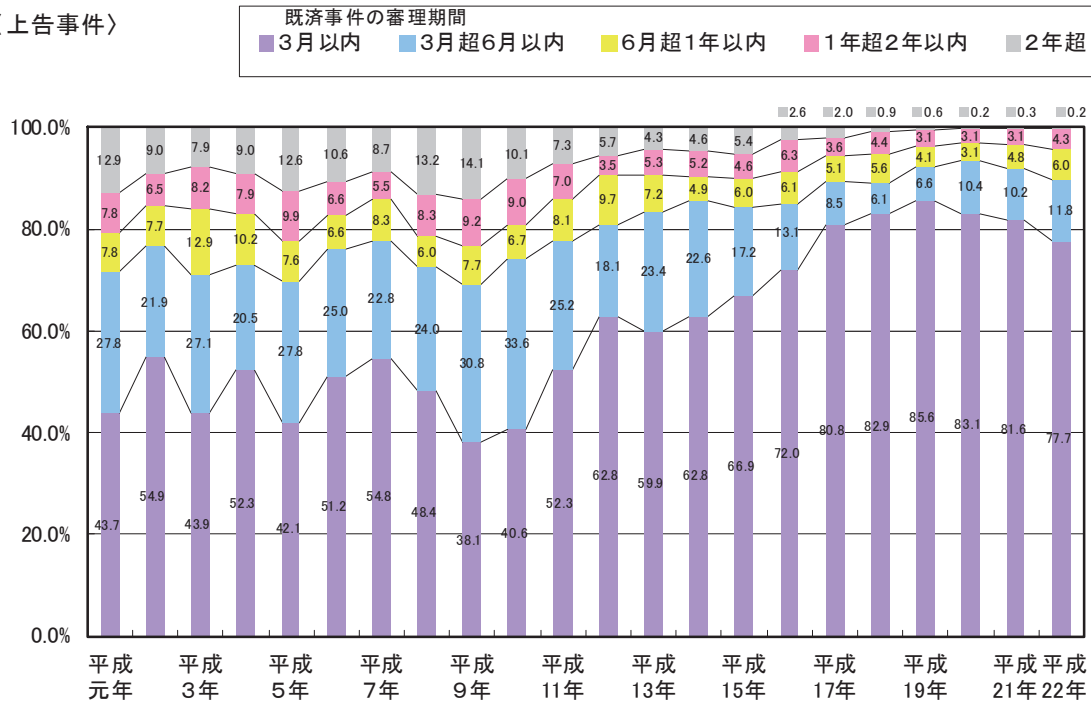
上告受理事件の審理期間別の事件割合の推移を見ると、審理期間が3月以内の事件の割合は、平成10年には77.3%であったものが、平成13年には56.6%にまで減少し、その後平成19年には82.5%にまで増加したが、平成20年以降は横ばいないし若干減少傾向を示している。一方、審理期間が3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、審理期間が3月以内の事件割合の推移とおおむね逆の増減傾向となっている。審理期間が2年を超える事件の割合は平成15年まで増加した後減少し、平成22年は0.4%で前年度と横ばいである。

上告事件においては、現行民事訴訟法施行後の平成10年から平成19年まで審理期間が3月以内の事件の割合が大幅に増加しており、上告受理事件においても平成11年から平成19年までおおむね増加しているが、これは、前述の平均審理期間の分析において指摘したとおり、現行民事訴訟法において、上告理由を制限し、上告受理制度や、決定による処理方式を導入するなど、上告制度が改正されたことにより、事件をより迅速に処理することが可能となったためであると考えられる。

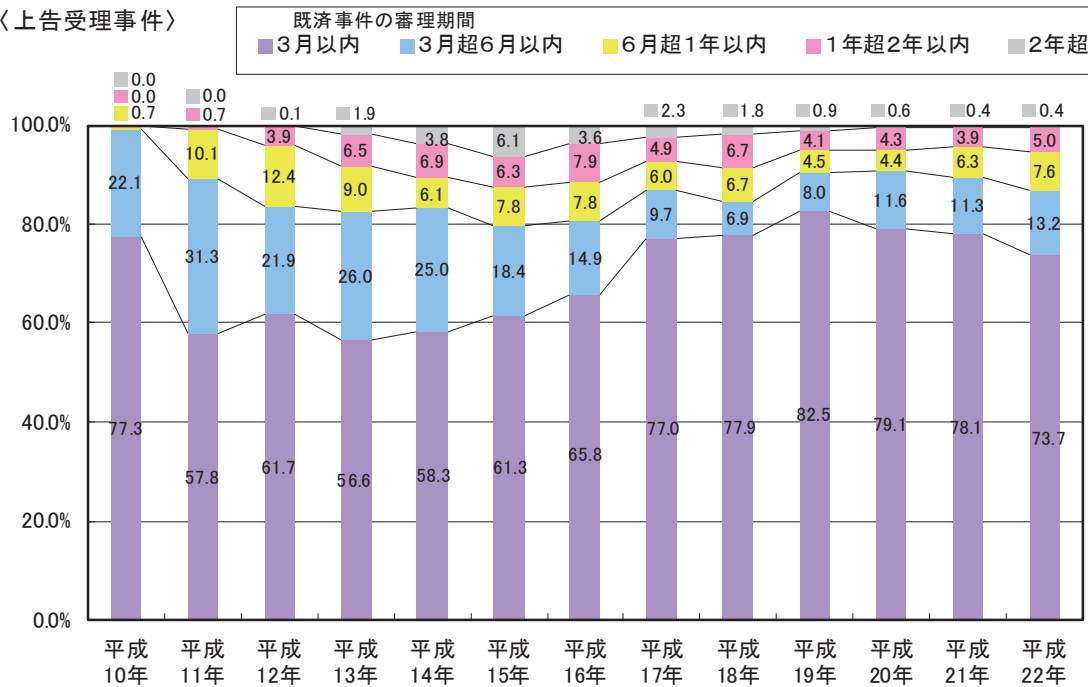
なお、上告事件及び上告受理事件のいずれについても、平成21年以降、審理期間が6月以内の事件の割合が若干減少しているが、これは、平成20年以降の新受事件の増加による影響等が考えられる。

【図4】 審理期間別事件割合の推移(上告事件及び上告受理事件)

〈上告事件〉



〈上告受理事件〉



○ 事件類型別の事件数及び平均審理期間

以下、事件類型別の事件数及び平均審理期間について検討する。上告事件及び上告受理事件については、事件類型別の事件数は必ずしも多くなく、事件類型によっては著しく事件数が少ないから、統計データにおいても、個別の事件の特性が強い影響を及ぼしている可能性があることに留意する必要がある。

(事件数)

【図5】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、事件類型別の事件数及び平均審理期間を示したものである。

事件類型別の事件数は、上告事件及び上告受理事件のいずれにおいても、「その他の損害賠償」（上告事件617件、上告受理事件686件、以下かっこ内の統計数値は前者が上告事件、後者が上告受理事件を指す。）、「金銭のその他」（380件、521件）、「その他」（267件、313件）の順に多い^{*17} ^{*18}。なお、民事第一審訴訟事件とは、統計データの分類が異なっているため、単純な比較は難しいが、同事件においては、過払金事件の急増の影響で、「金銭のその他」が突出して多くなっていることと比べると（前掲Ⅱ1. 1. 1【図2】参照）、上告事件及び上告受理事件においては、損害賠償事件が多いことが特徴的である。

(平均審理期間)

事件類型別の平均審理期間は、上告事件においては、「金銭債権存否」（4.8月）、「交通損害賠償」（3.7月）、「その他」（3.7月）、「その他の損害賠償」（3.4月）の順に^{*19}、上告受理事件においては、「その他」（4.1月）、「その他の損害賠償」（3.9月）、「交通損害賠償」（3.7月）、「金銭のその他」（3.5月）の順に長い。

事件数が少ない項目が多く、有意な分析は難しいが、民事第一審訴訟事件と比べると（前掲Ⅱ1. 1. 1【図2】参照）、事件類型ごとの平均審理期間のばらつきは小さく、法律審である上告審の特徴が現れているのではないと思われる。

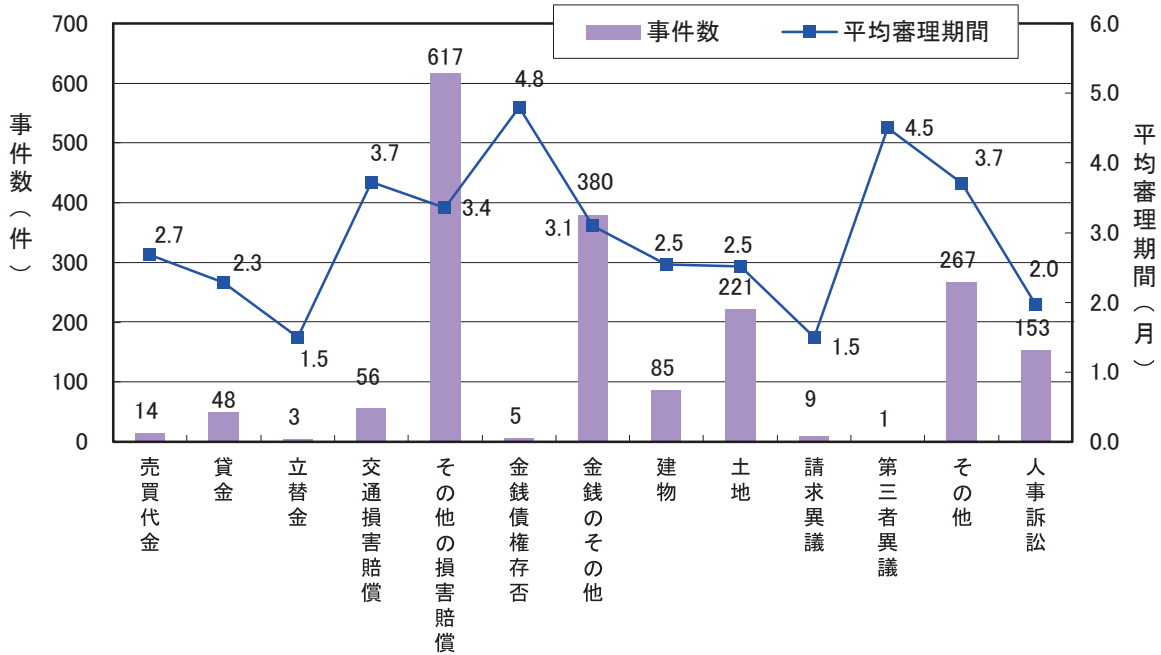
*17 統計上、上告審の事件類型においては、「医療損害賠償」及び「建築瑕疵損害賠償」等が「その他の損害賠償」に、「公害差止め」等が「その他」に含まれているのに対し、第一審及び控訴審の統計ではこれらが別項目になっており、上告審と第一審及び控訴審とで分析している事件類型が異なる。

*18 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件のうち事件票上それぞれ個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、不当利得金（過払金）、手付金、地代、家賃、敷金、請負代金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。「その他の損害賠償」は、損害賠償を目的とする事件のうち事件票上それぞれ個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、不法行為・債務不履行・瑕疵担保責任等に基づく損害賠償請求事件等が含まれる。「その他」は、民事訴訟事件全体の事件のうち、事件票上個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、動産の引渡しを請求する事件、動産に対する権利関係の確認を求める等の物品を目的とする訴え、株主総会決議無効確認、同取消しの訴え等の会社関係訴訟及び執行文付与の訴え等が含まれる。

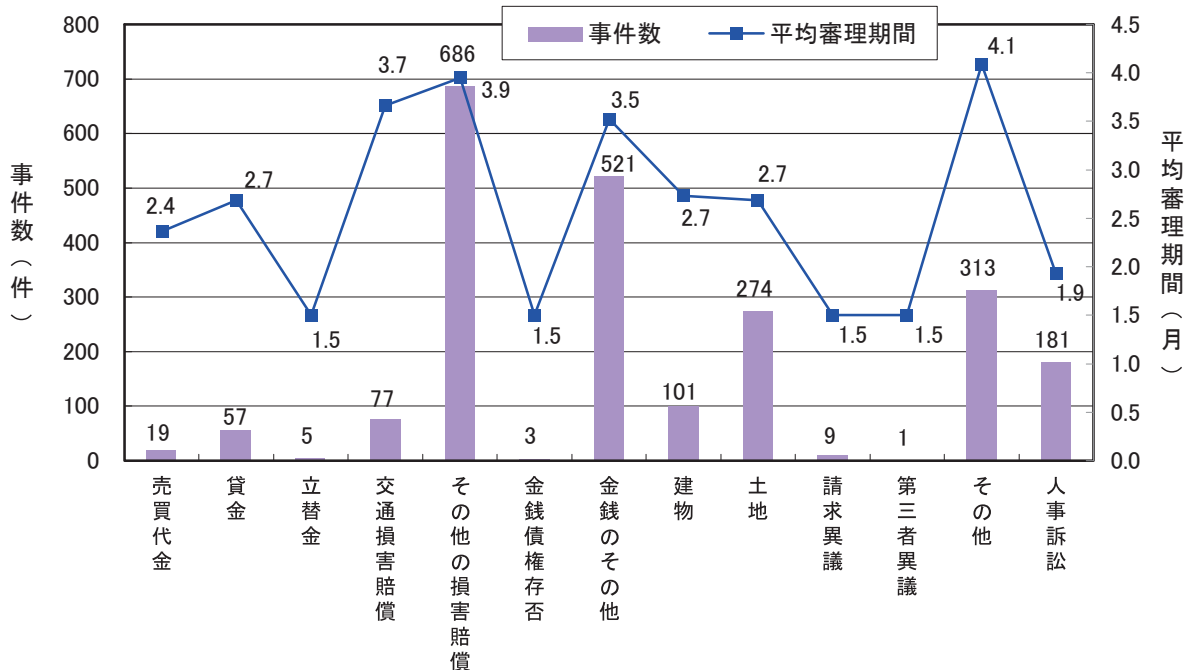
*19 「第三者異議」は事件数が1件しかなく、個別の事件の特性が統計データに強い影響を及ぼしている可能性が特に高いため、分析対象から除外した。

【図5】 事件類型別の事件数及び平均審理期間（上告事件及び上告受理事件）

〈上告事件〉



〈上告受理事件〉



※ 「金銭のその他」は、手形金事件、手形異議事件を含む。

2. 2. 2 上告事件に関する上告理由と審理期間等との関係

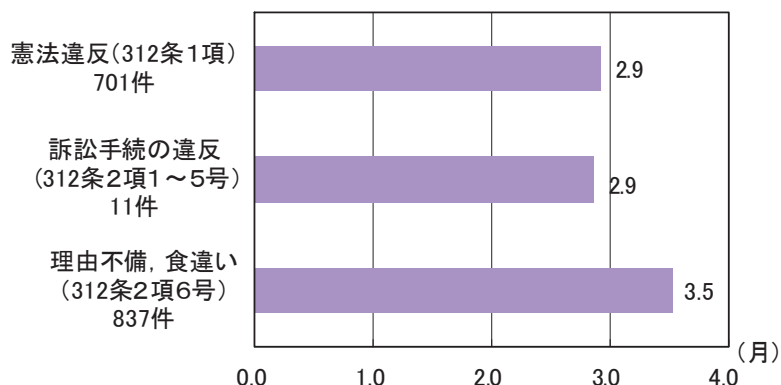
○ 上告理由別の事件数及び平均審理期間

【図6】は、上告事件のうち、判決又は決定で終局した事件を対象として、民事訴訟法312条の上告理由別に、事件数及び平均審理期間を示したものである。

「訴訟手続の違反」の事件数はわずか11件（対象事件の0.7%）と極めて少ない。

平均審理期間は、長い順に、「理由不備、食違い（同条2項6号）」（3.5月）、「憲法違反（同条1項）」（2.9月）及び「訴訟手続の違反（同条2項1号から5号まで）」（2.9月）となっている。

【図6】 上告理由別の事件数及び平均審理期間(上告事件)



※ 取下げ等により、統計上上告理由が明らかにならない事件を除く。
 ※ 複数の上告理由が主張されている場合には、主たる上告理由により集計した。

○ 上告理由別・終局事由別の事件数及び事件割合

【表7】は、上告事件のうち、判決又は決定で終局した事件を対象として、上告理由別に、終局区分ごとの事件割合を示したものである。

上告理由別の終局区分の割合を見ると、「憲法違反（民事訴訟法312条1項）」、「訴訟手続の違反（同条2項1号から5号まで）」及び「理由不備、食違い（同項6号）」のいずれの上告理由の事件においても、上告が明

【表7】 上告理由別・終局事由別の事件数及び事件割合（上告事件）

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定・棄却	決定・却下
憲法違反(312条1項)	701	3 0.4%	1 0.1%	696 99.3%	1 0.1%
訴訟手続の違反(312条2項1~5号)	11	-	1 9.1%	10 90.9%	-
理由不備, 食違い(312条2項6号)	837	-	2 0.2%	835 99.8%	-

※ 取下げ等により、統計上上告理由が明らかにならない事件を除く。
 ※ 複数の上告理由が主張されている場合には、主たる上告理由により集計した。

らかに法定の上告理由に当たらない場合に該当するとして棄却決定（同法317条2項）で終局する割合が、90%以上と圧倒的に多いことから、上告事件においては、憲法違反等の主張はあるものの実質は法令違反等をいうにすぎない事件が多く含まれていることが推測される。

○ 上告理由別の審理期間の分布

【図8】は、上告事件のうち、判決又は決定で終局した事件を対象として、上告理由別に上告審における審理期間の分布状況を示したものである。

「憲法違反（民事訴訟法312条1項）」を上告理由とする事件では、審理期間が3月以内の事件が79.2%、

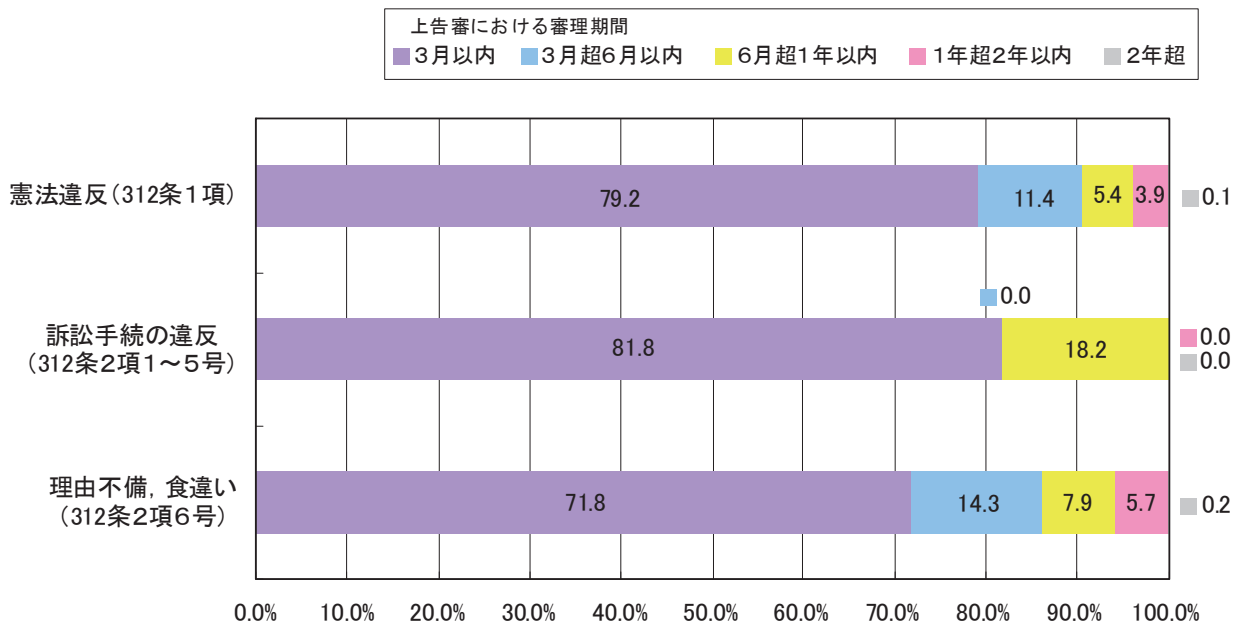
3月超6月以内の事件が11.4%、6月超1年以内の事件が5.4%、1年超2年以内の事件が3.9%、2年を超える事件が0.1%である。

「訴訟手続の違反（同条2項1号から5号まで）」を上告理由とする事件では、審理期間が3月以内の事件が81.8%、6月超1年以内の事件が18.2%である。

「理由不備，食違い（同項6号）」を上告理由とする事件では、審理期間が3月以内の事件が71.8%、3月超6月以内の事件が14.3%、6月超1年以内の事件が7.9%、1年超2年以内の事件が5.7%、2年を超える事件は0.2%である。

いずれの上告理由の事件においても、3月以内に終局した事件の割合が最も高く、6月以内に終局した事件まで含めると、全体の9割前後を占めている。

【図8】 上告理由別の審理期間の分布(上告事件)



※ 取下げ等により、統計上上告理由が明らかにならない事件を除く。

※ 複数の上告理由が主張されている場合には、主たる上告理由により集計した。

2. 2. 3 上告受理事件に関する上告受理・不受理決定までの平均期間と事件数等との関係

○ 上告受理決定・不受理決定までの平均期間並びに期間別の事件数及び事件割合

上告受理事件のうち、上告受理決定がされた事件の決定までの平均期間は 14.4 月、上告不受理決定がされた事件の決定までの平均期間は 3.1 月である*20。上告受理事件のうち、平成 22 年に上告受理決定又は上告不受理決定がされた事件を対象として*21、各決定までの平均期間及び審理期間別の事件数の分布状況を示した【表 9】では、上告受理事件の上告受理決定又は上告不受理決定までの平均期間は 3.4 月であり、上告受理事件の終局までの平均審理期間と同じ数値となっているが（前掲【表 3】。ただし小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、全く同じ数値ではない。）、これは、上告不受理決定の既済事件数（2166 件）が、上告受理決定の既済事件数（56 件）に比べて著しく多いためである。なお、上告受理決定があった事件の終局までの平均審理期間は、16.3 月である。

【表9】 上告審記録受理から上告受理決定・不受理決定までの平均期間並びに期間別の事件数及び事件割合(上告受理事件)

事件の種類	上告受理事件
事件数	2,222
平均期間(月)	3.4
3月以内	1,638 73.7%
3月超6月以内	298 13.4%
6月超1年以内	169 7.6%
1年超2年以内	112 5.0%
2年超	5 0.2%

また、上告受理決定又は上告不受理決定までの期間別の事件数の分布状況を見ると、上告受理事件全体では、審理期間が 3 月以内の事件は 73.7%（1638 件）、3 月超 6 月以内の事件は 13.4%（298 件）、6 月超 1 年以内の事件は 7.6%（169 件）、1 年超 2 年以内の事件は 5.0%（112 件）、2 年を超える事件は 0.2%（5 件）である。

上告受理決定・不受理決定までは、3 月以内の事件割合が最も高く、6 月以内の事件も含めると全体の 8 割以上を占めており、受理・不受理の判断は、平均して迅速にされているといえる。

一方、上告受理決定・不受理決定までに 1 年を超える事件も 5.2%（117 件）存在するが、これは、事件の複雑さ等の事情から、事件記録全体を慎重に検討した上で、受理・不受理の判断をすることを要する場合があるためと考えられる。

○ 上告受理決定までの期間別の上告審終局までの審理期間*22の分布

【表10】は、上告受理決定があった上告受理事件について、上告受理決定までの期間別に、上告審終局までの審理期間の分布状況を示したものである。

これを見ると、上告受理決定までの期間が 3 月超 6 月以内の事件は、40%が 3 月超 6 月以内に、60%が 6 月超 1 年以内に、上告受理決定までの期間が 6 月超 1 年以内の事件は、78.9%が 6 月超 1 年以内に、21.1%が 1 年超 2 年以内に終局しており、上告受理決定までの期間が 1 年超 2 年以内の事件は、82.8%が 1 年超 2 年以内に、17.2%が 2 年を超えて終局している。

*20 前掲脚注 9 参照

*21 上告受理決定・不受理決定以外の上告受理の申立ての結果としては、「和解」、「申立ての取下げ」、「訴え取下げ」及び「その他」が挙げられる。

*22 上告審終局までの審理期間とは、上告審記録受理から上告審終局までの審理期間である。

【表10】 審理期間別の受理決定までの期間の分布(上告受理事件)

事件の種類		上告受理事件終局までの審理期間				
		3月以内	3月超6月以内	6月超1年以内	1年超2年以内	2年超
事件数		-	2	18	28	8
受理決定までの期間	3月以内	-	-	-	-	-
	3月超6月以内	-	2 40.0%	3 60.0%	-	-
	6月超1年以内	-	-	15 78.9%	4 21.1%	-
	1年超2年以内	-	-	-	24 82.8%	5 17.2%
	2年超	-	-	-	-	3 100.0%

※ 上告不受理決定により終局した事件を除く。

2. 2. 4 第一審受理から上告審終局までの審理期間の状況

○ 第一審受理から上告審終局までの平均期間及びその推移

【図11】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、①第一審受理から上告審記録受理までの平均期間、②上告審記録受理から上告審終局までの平均期間、③第一審受理から上告審終局までの平均期間（以下「全体審理期間」という。）及びその推移をそれぞれ示したものである。

まず、平成22年における全体審理期間を見ると、上告事件は33.4月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間^{*23}が30.3月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が3.1月）、上告受理事件は34.9月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間が31.5月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が3.4月）となっている。上記全体審理期間のうち、上告審記録受理から上告審終局までの期間が占める割合は、上告事件で9.3%、上告受理事件で9.7%となっており、上告事件及び上告受理事件については、第一審及び控訴審の段階で長期間を要しているものが多い。

この点につき、民事第一審訴訟の判決で終局した事件をみると、審理期間が長い事件ほど、あるいは期日回数が多い事件ほど、おおむね上訴率が高くなる傾向がみられ（前記40頁参照）、控訴審においても同様の傾向が見られる（第2回報告書140頁）ことから、結果的に上告事件及び上告受理事件については、第一審及び控訴審段階で長期間を要しているものと思われる。

次に、全体審理期間の推移をみると、上告事件は、平成10年以降、短縮化傾向にあり、平成19年（33.7月）には、平成元年（62.2月）に比べて45.8%（28.5月）短縮化したものの、平成19年以降の4年間はほぼ同水準にある。また、上告事件の第一審受理から上告審記録受理までの期間も現行民事訴訟法施行後の平成

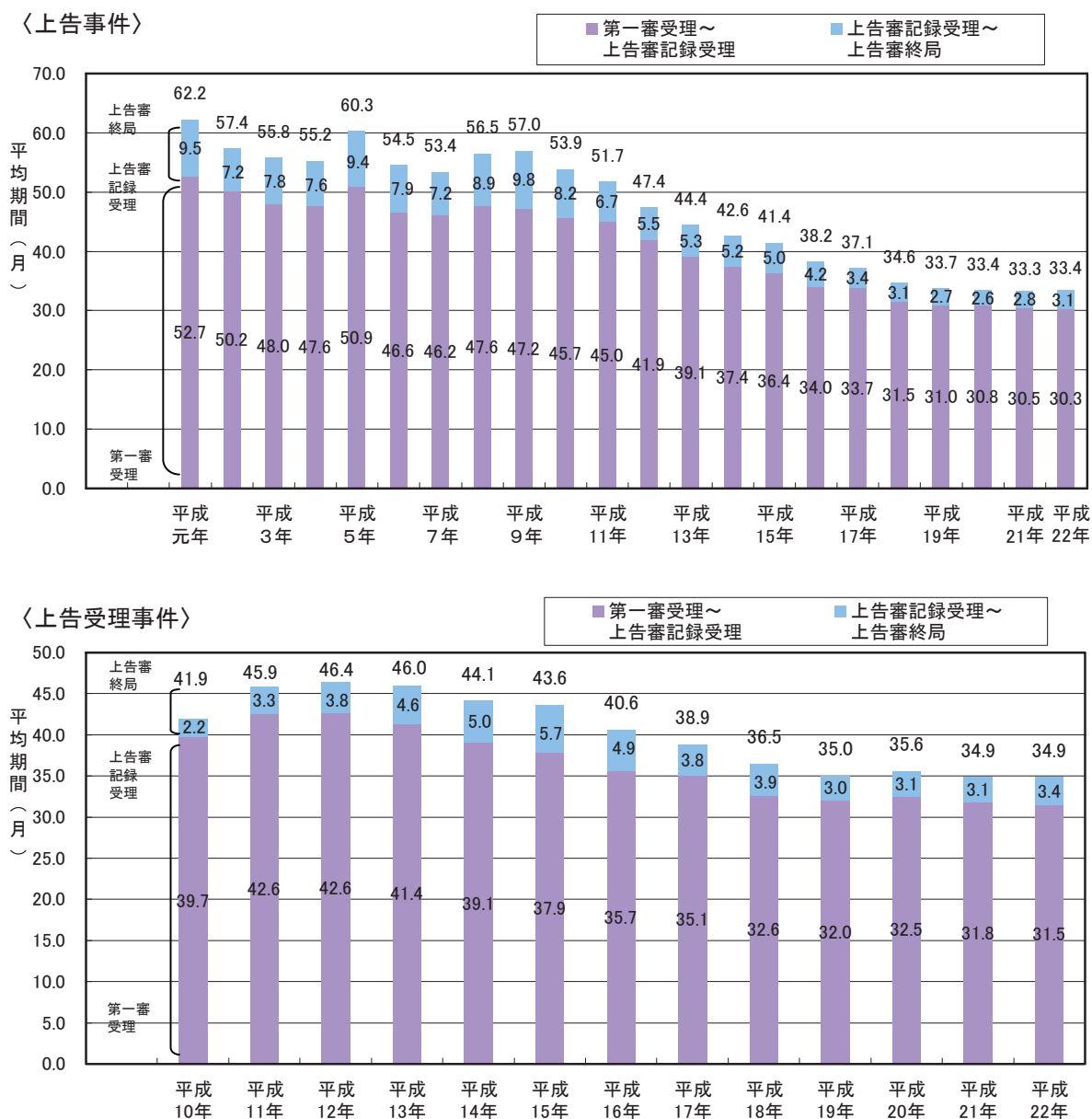
*23 第一審受理から上告審記録受理までの期間は、上告提起又は上告受理の申立てがあった事件について、全体審理期間から、上告審記録受理から上告審終局までの期間を差し引いて算出した数値である。したがって、その期間には、第一審及び控訴審における審理期間のほか、第一審判決言渡し後、控訴審裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間と、控訴審判決言渡し後、上告審裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間も加わっている。もっとも、第一審判決言渡し後、控訴審裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間と、控訴審判決言渡し後、上告審裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間は、両者を合わせたとしても数か月であることが通常であり、第一審・控訴審と上告審の審理期間の傾向を比較するに当たっては、大きな影響は生じない。

V 最高裁判所における訴訟事件の概況

11年以降、短縮化の傾向にあったが、平成19年以降は微減にとどまっている。

他方、上告受理事件の全体審理期間は、平成10年から平成12年まで長期化した後、平成13年以降短縮化傾向となり、平成19年（35.0月）には平成12年（46.4月）に比べて24.6%（11.4月）短縮化した。主に第一審受理から上告審記録受理までの期間が長期化したため、平成20年に微増となり、平成21年及び平成22年は、平成19年と同水準を維持している。また、上告受理事件の第一審受理から上告審記録受理までの期間は、平成13年以降平成19年までは短縮化傾向にあったが、平成20年に微増となり、その後若干短縮化した。短縮率は鈍化している。

【図11】全体審理期間及びその内訳の推移(上告事件及び上告受理事件)



○ 第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合

【表12】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合を示したものである。

これによると、上告事件では、第一審受理から上告審終局までの期間が1年以内の事件が1.9%にとどまっているが、1年超2年以内の事件は33.0%、2年超3年以内の事件は34.2%であり、69.1%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

上告受理事件でも、平均審理期間が1年以内の事件が1.4%にとどまっているが、1年超2年以内の事件は29.1%、2年超3年以内の事件は35.3%であり、65.8%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

また、上告事件と上告受理事件とを比べると、上告受理事件の方が終局までに長期間を要している事件が多いが、前述の平均審理期間の分析において指摘したとおり、上告受理事件においては、重要な法律問題を含む事件の割合が増加したことが理由と思われる。

【表12】 第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合
(上告事件及び上告受理事件)

事件の種類	上告事件	上告受理事件
事件数	1,859	2,247
平均期間(月)	33.4	34.9
1年以内	36 1.9%	32 1.4%
1年超2年以内	614 33.0%	654 29.1%
2年超3年以内	636 34.2%	793 35.3%
3年超5年以内	449 24.2%	592 26.3%
5年超	124 6.7%	176 7.8%

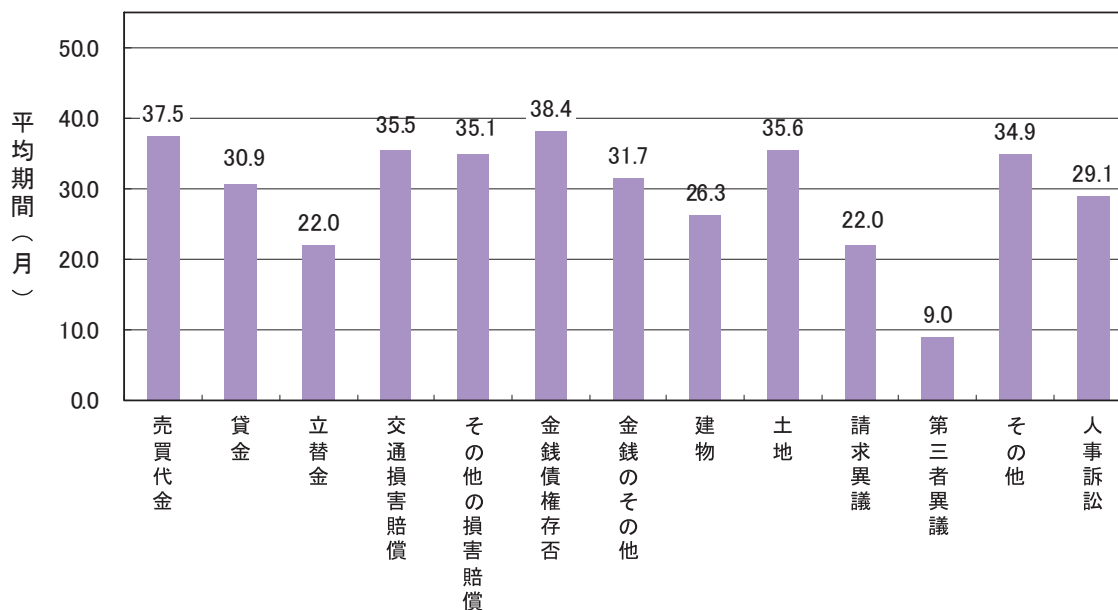
○ 事件類型別の全体審理期間

【図13】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、事件類型別の全体審理期間を示したものである。上告事件では、全体審理期間が、「金銭債権存否(38.4月)」、「売買代金(37.5月)」、「土地(35.6月)」、「交通損害賠償(35.5月)」の順に、上告受理事件では、全体審理期間が、「金銭債権存否(48.0月)」、「その他の損害賠償(38.2月)」、「その他(36.3月)」、「土地(36.1月)」の順に長くなっている*24。

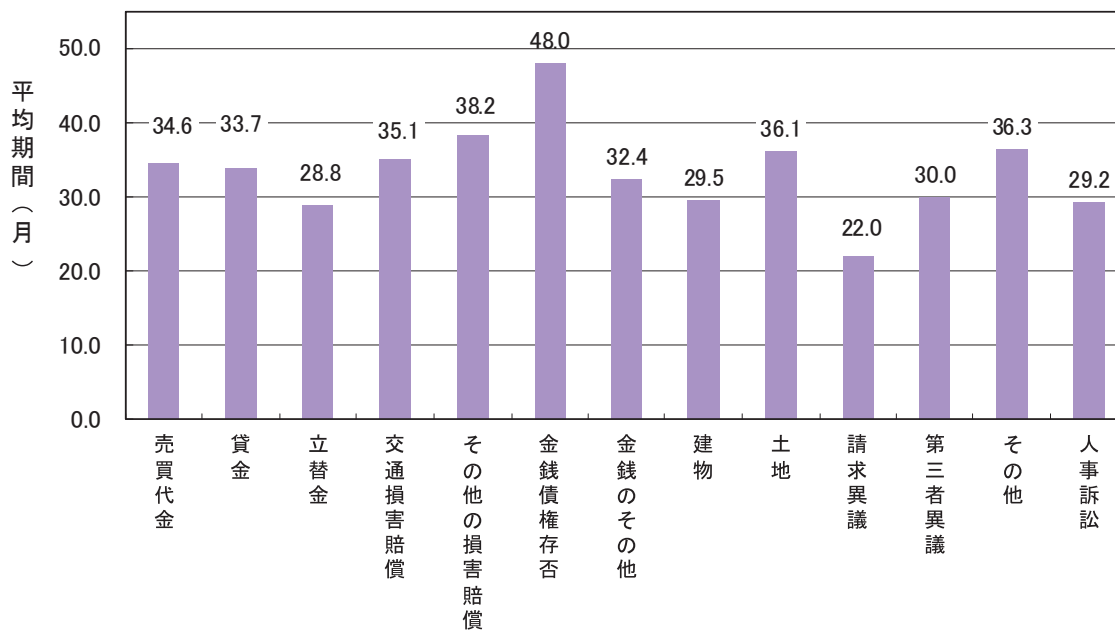
*24 「金銭債権存否」については、上告事件が5件、上告受理事件が3件(前掲【図5】参照)と、母数が極めて少なく、個別の事件の特性が各統計データに強い影響を及ぼしている可能性があることに留意する必要がある。

【図13】 事件類型別の全体審理期間(上告事件及び上告受理事件)

〈上告事件〉



〈上告受理事件〉



○ 小括

上告事件及び上告受理事件の新受件数は、平成17年をピークとしていったん減少に転じたものの、平成20年以降再び増加傾向にある。なお、現行民事訴訟法の施行の前年である平成9年と比べると、平成22年の上告事件及び上告受理事件の新受事件の合計数は、1.8倍程度まで増加している。

このように、新受件数が高水準で推移する中で、上告事件の平均審理期間は平成10年以降、上告受理事件は平成16年以降、おおむね短縮化傾向にあったが、平成19年に下げ止まりの傾向を示し、平成20年以降は、いずれの事件についても、横ばいないし微増の傾向を示しているほか、審理期間別の事件割合の推移をみても、審理に比較的長期間を要している事件の割合は、平成21年以降、微増の傾向を示している。また、上告事件の大半は、上告理由が明らかに法定の上告理由に該当しないものとして、決定により棄却されている上^{*25}、上告受理事件も、その大半は、上告不受理決定により終局している。他方で、判決により終局した事件は、件数は多くないものの、その平均審理期間は決定で終局する事件に比べて長く、上告受理事件では1年以上の期間を要している。

さらに、全体審理期間のうち、上告審の期間が占める割合は1割未満であり、第一審及び控訴審の段階で長期間を要しているものが多い。

*25 「憲法違反」や「理由不備・食違い」を理由とする上告事件は、実質的には法令違反や原裁判所の事実認定に対する不服を主張するにすぎないものがほとんどであると指摘されている（福田剛久ほか「最高裁判所に対する民事上訴制度の運用」判例タイムズ1250号7頁から8頁まで（平成19年））。

2. 3 行政訴訟事件の概況

2. 3. 1 概況

○ 新受件数及び平均審理期間^{*26}の推移

(新受件数)

【図14】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成元年から平成22年までの両事件の新受件数及び平均審理期間の推移を示したものである。

まず、平成22年における新受件数をみると、上告事件は471件、上告受理事件は503件であり、その合計数は974件に上る。

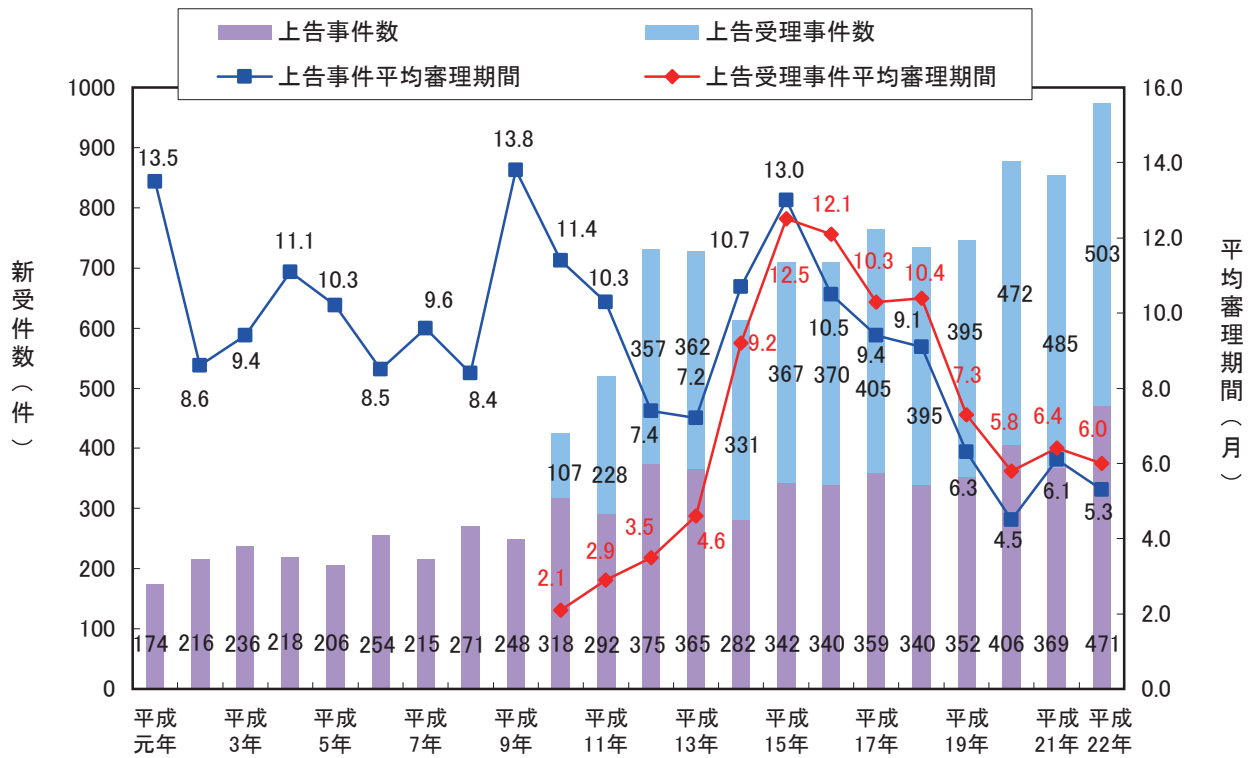
次に、新受件数の経年推移をみると、上告事件は、平成元年（174件）から増減を繰り返しながらも、おおむね増加傾向にある。なお、現行民事訴訟法が施行された平成10年（318件）から平成21年までは、200件台の後半から400件台の前半で推移していたが、平成22年には471件と400件台の後半に達している。

次に、上告受理事件の新受件数について経年推移をみると、現行民事訴訟法が施行された平成10年（107件）から平成12年（357件）にかけて急増し、以後おおむね300件台後半から400件前後で推移していたが、平成20年（472件）に急増した後、増加を続け、平成22年には503件に達している。上告受理事件の新受件数は、長期的に見て増加傾向にあるといえよう。

上告事件と上告受理事件の新受件数を比較すると、平成14年以降、上告受理事件が上告事件を超える年が続いている。

*26 前掲脚注10参照

【図14】 新受件数及び平均審理期間の推移(上告事件及び上告受理事件)



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審とした判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものの双方を含む。



V 最高裁判所における訴訟事件の概況

なお、最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合をみると（【表15】）、高等裁判所の判決で終局した既済件数のうち、上告されたものの割合は44.6%、上告受理の申立てがされたものの割合は45.5%であり、判決以外の事由で終局した事件をも含む全既済件数のうち、上告されたものの割合は37.8%、上告受理の申立てがされたものの割合は38.6%である。

【表15】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合

	上告事件	上告受理事件
上訴率	44.6%	45.5%
上訴事件割合	37.8%	38.6%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成22年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

（平均審理期間）

上告事件の平均審理期間についてみると、平成元年から平成18年までは、平成元年、平成9年及び平成15年に13月台となったほかは、7.2月から11.4月の間で推移していたが、平成20年に4.5月まで短縮化した後、平成22年には5.3月となっている。

次に、上告受理事件の平均審理期間についてみると、平成10年（2.1月）から平成15年（12.5月）までは長期化したのが、平成16年以降は短縮化し、平成20年には5.8月まで短縮化した後、平成21年は6.4月となり、平成22年は6.0月となっている。

以上のように、平均審理期間は、上告事件、上告受理事件とも平成16年から平成20年まで、おおむね短縮化の傾向にあったといえる。この理由については、民事訴訟事件について述べたところと同様のものが考えられる。

もっとも、上告事件及び上告受理事件のいずれについても、平均審理期間は、平成20年に下げ止まりの傾向を示しているところ、その要因としては、平成20年以降の新受事件の増加による影響や、比較的長期間係属していた事件が平成21年以降に数多く終局したことによる影響等が考えられる。上告事件と上告受理事件の平均審理期間を比較すると、法改正直後は上告事件の平均審理期間の方が長かったが、平成16年以降一貫して、上告受理事件の平均審理期間のほうが長くなっている。この理由についても、民事訴訟事件について述べたところと同様のものが考えられる。

○ 審理期間及び終局区分別の事件数及び事件割合

【表16】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、平成22年の審理期間別の事件数及び事件割合、終局区分ごとの審理期間別の事件数及び事件割合をそれぞれ示したものである。

まず、上告事件の審理期間については、総数（408件）の59.6%に当たる事件（243件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の2.0%（8件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（408件）のうち97.5%（398件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局しており、そのうちの60.6%（241件）が3月以内に終局している。

次に、上告受理事件の審理期間については、総数（491件）の52.7%（259件）が3月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の1.6%（8件）にとどまっている。また、終局区分別にみると、総数（491件）のうち93.7%（460件）が上告不受理決定で終局しており、そのうちの56.1%（258件）が3月以内に終局している。

判決で終局した事件の平均審理期間は決定で終局する事件に比べて長く、上告受理事件では、1年以上の期間を要しているが、その件数は多くはない。

【表16】 審理期間別の事件数及び事件割合（上告事件及び上告受理事件）

＜上告事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
事件数	408	5	3	398	2	-
平均審理期間(月)	5.3	11.7	20.5	5.0	11.3	-
3月以内	243 59.6%	1 20.0%	1 33.3%	241 60.6%	-	-
3月超6月以内	56 13.7%	2 40.0%	-	53 13.3%	1 50.0%	-
6月超1年以内	59 14.5%	-	-	59 14.8%	-	-
1年超2年以内	42 10.3%	1 20.0%	-	40 10.1%	1 50.0%	-
2年超	8 2.0%	1 20.0%	2 66.7%	5 1.3%	-	-

＜上告受理事件＞

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
事件数	491	4	19	460	7	1
平均審理期間(月)	6.0	21.0	20.7	5.1	8.6	30.0
3月以内	259 52.7%	-	-	258 56.1%	1 14.3%	-
3月超6月以内	66 13.4%	-	-	65 14.1%	1 14.3%	-
6月超1年以内	96 19.6%	-	3 15.8%	89 19.3%	4 57.1%	-
1年超2年以内	62 12.6%	3 75.0%	11 57.9%	47 10.2%	1 14.3%	-
2年超	8 1.6%	1 25.0%	5 26.3%	1 0.2%	-	1 100.0%

○ 審理期間別の事件割合の推移

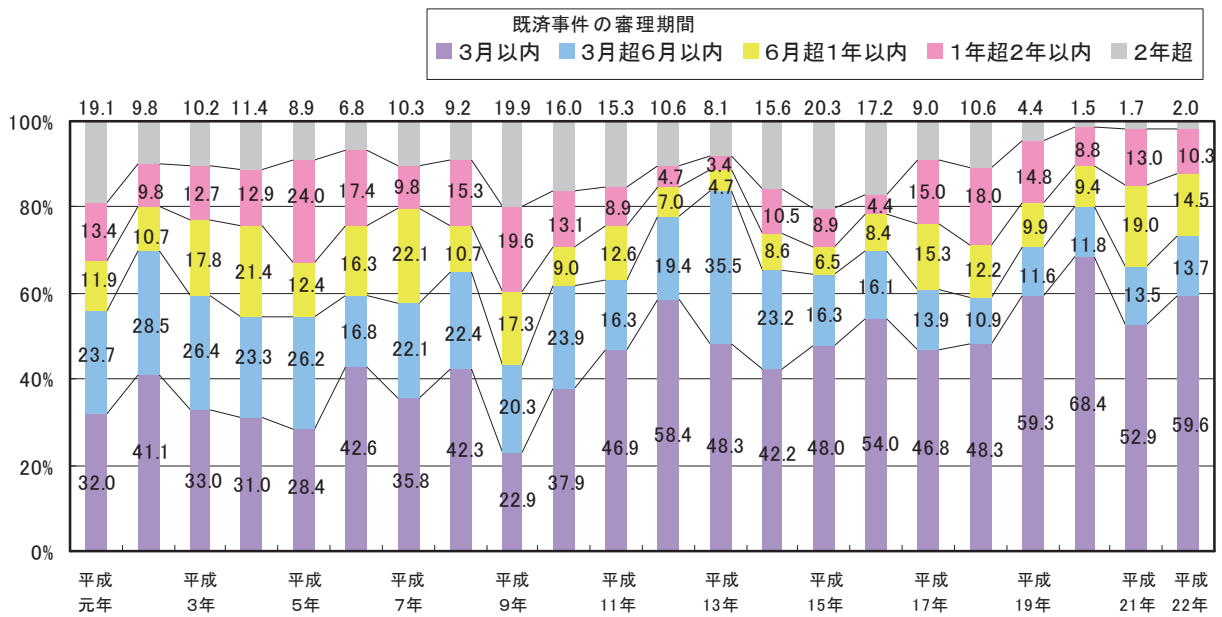
【図17】は、上告事件及び上告受理事件に分けて、上告事件については平成元年から平成22年までの、上告受理事件については上告受理制度が導入された平成10年から平成22年までの審理期間別の事件割合の推移を示したものである。

上告事件の審理期間別の事件割合の推移をみると、最も割合の大きい審理期間が3月以内の事件の割合は、平成元年から平成8年までは28.4%から42.6%の間で推移した後、平成9年に22.9%となった以降はおおむね増加し平成20年には68.4%に達したが、平成21年以降は、若干減少している。一方、3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、それぞれ増減を繰り返しているが、1年以内の事件の割合は、平成19年以降、80%を超えている。審理期間が2年を超える事件の割合は、平成15年に20.3%であったが、平成16年以降減少しており、平成18年に微増したものの、平成19年以降減少傾向にあり、平成20年には1.5%にまで減少し、以後、同水準で推移している。

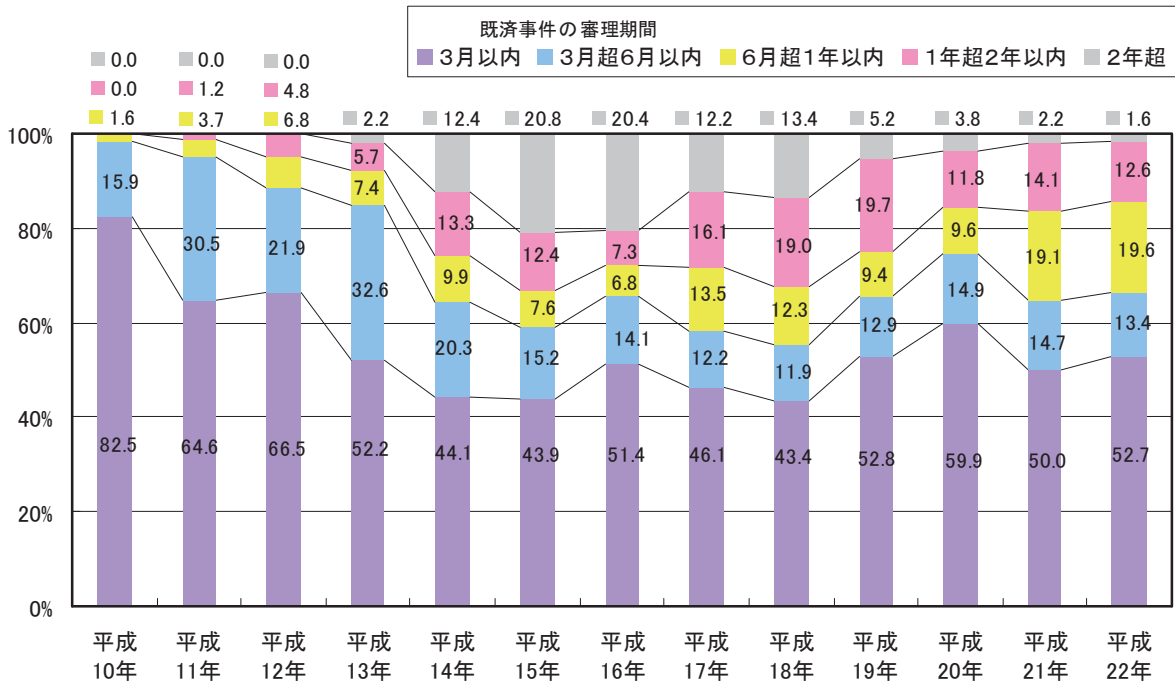
上告受理事件の審理期間別の事件割合の推移をみると、審理期間が3月以内の事件の割合は、平成10年には82.5%であったものが、平成18年には43.4%にまで減少したが、その後増加に転じ、平成20年には59.9%にまで増加した。平成21年は若干減少したが(50.0%)、平成22年は52.7%となっている。一方、審理期間が3月超6月以内の事件、6月超1年以内の事件、1年超2年以内の事件の割合は、それぞれ増減を繰り返しているが、審理期間が3月以内の事件割合の推移とおおむね逆の増減傾向となっている。審理期間が1年以内の事件の割合は、平成20年以降、80%を超えている。審理期間が2年を超える事件の割合は平成16年までは増加傾向にあったが、その後減少傾向にあり、平成22年は1.6%にまで減少した。

【図17】 審理期間別事件割合の推移(上告事件及び上告受理事件)

〈上告事件〉



〈上告受理事件〉



2. 3. 2 上告事件に関する上告理由と審理期間等との関係

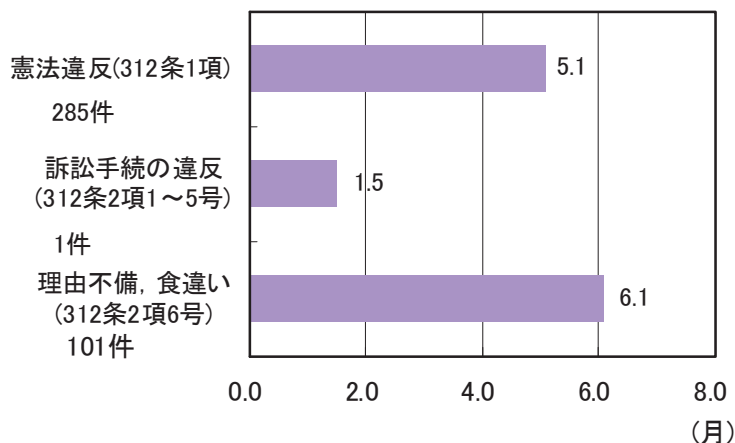
○ 上告理由別の事件数及び平均審理期間

【図18】は、上告事件のうち、判決又は決定で終局した事件を対象として、民事訴訟法312条の上告理由別に、事件数及び平均審理期間を示したものである。

「訴訟手続の違反」の事件数は1件（対象事件の0.3%）しかない。

平均審理期間は、長い順に、「理由不備，食違い（同条2項6号）」（6.1月），「憲法違反（同条1項）」（5.1月），「訴訟手続の違反（同条2項1～5号）」（1.5月）となっている。

【図18】 上告理由別の事件数及び平均審理期間(上告事件)



※ 取下げ等により、統計上上告理由が明らかにならない事件を除く。
 ※ 複数の上告理由が主張されている場合には、主たる上告理由により集計した。

○ 上告理由別・終局事由別の事件数及び事件割合

【表19】は、上告事件のうち、判決又は決定で終局した事件を対象として、上告理由別に、終局区分ごとの事件割合を示したものである。

上告理由別の終局区分の割合をみると、「憲法違反（民事訴訟法312条1項）」を上告理由とする事件においては97.2%と圧倒的多数が、「訴訟手続の違反（同条2項1～5号）」及び「理由不備，食違い（同項6号）」を上告理由とする事件においては全件が、上告が明らかに法定の上告理由に当たらない場合に該当するとして棄却決定（同法317条2項）で終局していることから、上告事件においては、憲法違反等の主張はあるものの実質は法令違反等をいうにすぎない事件が多く含まれていることが推測される。

【表19】 上告理由別・終局事由別の事件数及び事件割合(上告事件)

終局区分		総数	判決・棄却	判決・破棄	決定・棄却	決定・却下
上告理由別件数	憲法違反(312条1項)	285	5 1.8%	3 1.1%	277 97.2%	-
	訴訟手続の違反(312条2項1～5項)	1	-	-	1 100.0%	-
	理由不備, 食違い(312条2項6号)	101	-	-	101 100.0%	-

※ 取下げ等により、統計上上告理由が明らかにならない事件を除く。
 ※ 複数の上告理由が主張されている場合には、主たる上告理由により集計した。

○ 上告理由別の審理期間の分布

【図20】は、上告事件のうち、判決又は決定で終局した事件を対象として、上告理由別に上告審における審理期間の分布状況を示したものである。

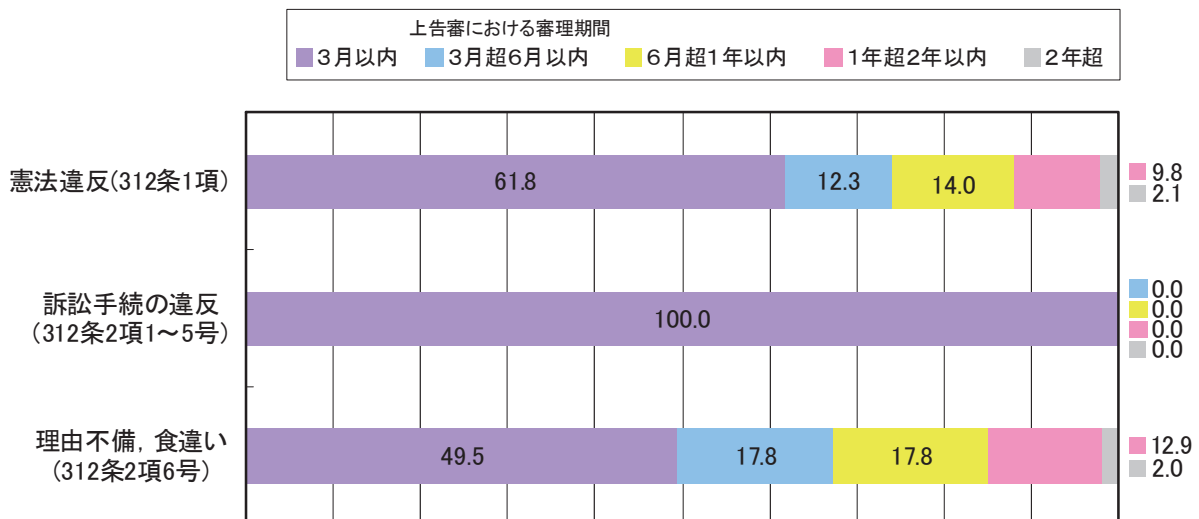
「憲法違反（民事訴訟法312条1項）」を上告理由とする事件では、審理期間が3月以内の事件が61.8%、3月超6月以内の事件が12.3%、6月超1年以内の事件が14.0%、1年超2年以内の事件が9.8%、2年を超える事件が2.1%である。

「訴訟手続の違反（同条2項1～5号）」を上告理由とする事件では、事件数は1件しかなく、3月以内に終局している。

「理由不備，食違い（同項6号）」を上告理由とする事件では、審理期間が3月以内の事件が49.5%、3月超6月以内の事件が17.8%、6月超1年以内の事件が17.8%、1年超2年以内の事件が12.9%、2年を超える事件は2.0%である。

いずれの上告理由の事件においても、3月以内に終局した事件の割合が最も高く、6月以内に終局した事件まで含めると、「訴訟手続の違反」を上告理由とする事件を除き、全体の7割前後を占めている。

【図20】 上告理由別の審理期間の分布(上告事件)



※ 取下げ等により、統計上上告理由が明らかにならない事件を除く。

※ 複数の上告理由が主張されている場合には、主たる上告理由により集計した。

2. 3. 3 上告受理事件に関する上告受理・不受理決定までの平均期間と事件数等との関係

○ 上告受理決定・不受理決定までの平均期間並びに期間別の事件数及び事件割合

【表21】は、上告受理事件のうち、平成22年に上告受理決定又は上告不受理決定がされた事件を対象として*27、各決定までの平均期間及び審理期間別の事件数の分布状況を示したものである。

上告受理事件のうち、上告受理決定がされた事件の決定までの平均期間は18.1月、上告不受理決定がされた事件の決定までの平均期間は5.1月であり（【表16】）、上告受理事件全体の上告受理・不受理決定までの平均期間は5.7月である*28。なお、上告不受理決定の既済事件数（460件）は、上告受理決定の既済事件数（23件）に比べて著しく多い。

また、上告受理決定又は上告不受理決定までの期間別の事件数の分布状況を見ると、上告受理事件全体では、審理期間が3月以内の事件は53.4%（258件）、3月超6月以内の事件は13.7%（66件）、6月超1年以内の事件は19.9%（96件）、1年超2年以内の事件は11.8%（57件）、2年を超える事件は1.2%（6件）である。

上告受理決定・不受理決定までは、3月以内の事件割合が最も高く、6月以内の事件も含めると全体の約7割を占めており、受理・不受理の判断は、おおむね迅速にされているといえる。一方、上告受理決定・不受理決定までに1年を超える事件も13%程度（63件）存在するが、これは、事件の複雑さ等の事情から、事件記録全体を慎重に検討した上で、受理・不受理決定の判断をすることを要する場合があるためと考えられる。

【表21】 上告審記録受理から上告受理決定・不受理決定までの平均期間並びに期間別の事件数及び事件割合(上告受理事件)

事件の種類	上告受理事件
事件数	483
平均期間(月)	5.7
3月以内	258 53.4%
3月超6月以内	66 13.7%
6月超1年以内	96 19.9%
1年超2年以内	57 11.8%
2年超	6 1.2%

*27 前掲脚注21参照

*28 前掲脚注9参照

○ 上告受理決定までの期間別の上告審終局までの審理期間^{*29}の分布

【表22】は、上告受理決定があった上告受理事件について、上告受理決定までの期間別に、上告審終局までの審理期間の分布状況を示したものである。

これを見ると、上告受理決定までの期間が3月以内の事件はなく、3月超6月以内の事件は、わずかに1件だが、これは6月超1年以内に終局しており、上告受理決定までの期間が6月超1年以内の事件は28.6%が6月超1年以内に、71.4%が1年超2年以内に終局しており、上告受理決定までの期間が1年超2年以内の事件は90%が1年超2年以内に、10%が2年を超えて終局している。ただし、事件数は著しく少ないから、統計データにおいても、個別の事件の特性が強い影響を及ぼしている可能性が高いことに留意する必要がある。

【表22】 審理期間別の受理決定までの期間の分布(上告受理事件)

事件の種類		上告受理事件終局までの審理期間				
		3月以内	3月超6月以内	6月超1年以内	1年超2年以内	2年超
事件数		-	-	3	14	6
受理決定までの期間	3月以内	-	-	-	-	-
	3月超6月以内	-	-	1 100.0%	-	-
	6月超1年以内	-	-	2 28.6%	5 71.4%	-
	1年超2年以内	-	-	-	9 90.0%	1 10.0%
	2年超	-	-	-	-	5 100.0%

※ 上告不受理決定により終局した事件を除く。

*29 前掲脚注22参照

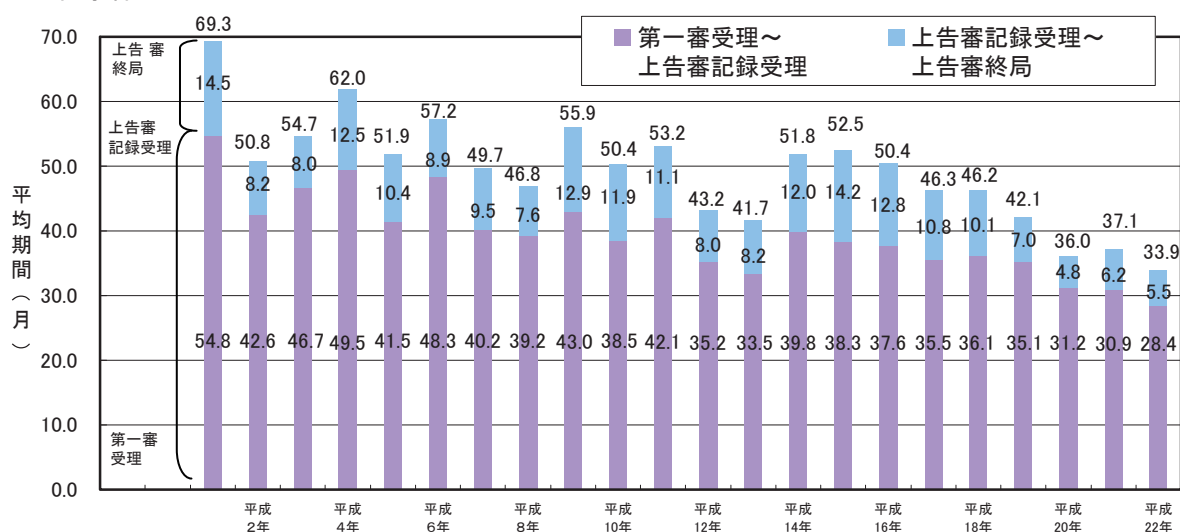
2. 3. 4 第一審受理から上告審終局までの審理期間の状況

○ 全体審理期間及びその内訳の推移

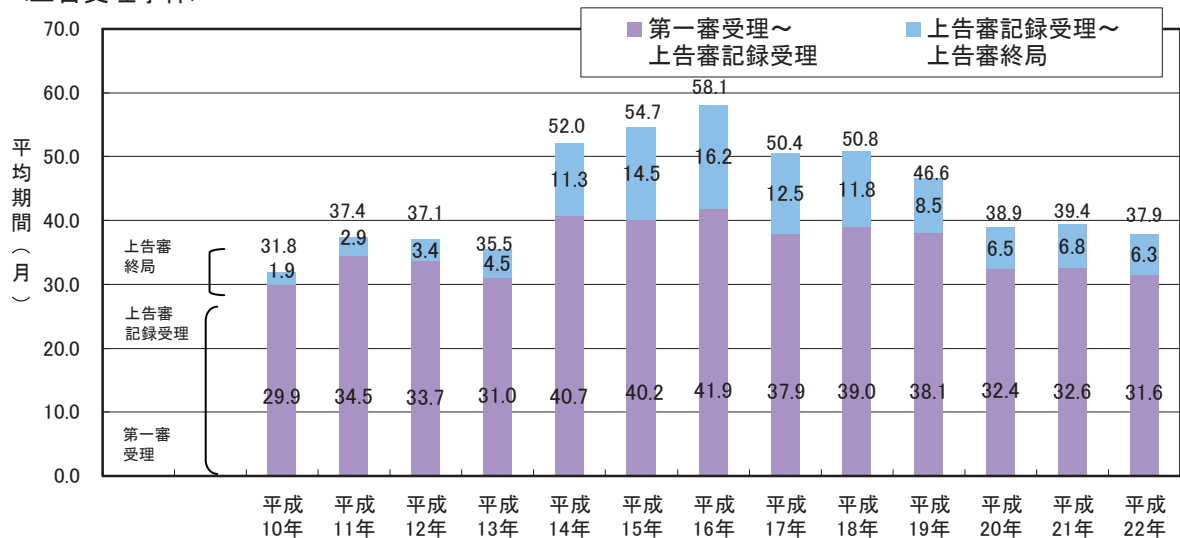
【図23】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、①第一審受理から上告審記録受理までの平均期間、②上告審記録受理から上告審終局までの平均期間、③全体審理期間及びその推移をそれぞれ示したものである。

【図23】 全体審理期間及びその内訳の推移(上告事件及び上告受理事件)

＜上告事件＞



＜上告受理事件＞



※ 高裁第一審判決に対する上告事件及び上告受理事件を除く。

まず、平成22年における全体審理期間を見ると、上告事件は33.9月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間*30が28.4月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が5.5月）、上告受理事件は37.9月（内訳は、第一審受理から上告審記録受理までの期間が31.6月、上告審記録受理から上告審終局までの期間が6.3月）となっている。上記全体審理期間のうち、上告審記録受理から上告審終局までの期間が占める割合は、上告事件で16.2%、上告受理事件で16.6%となっており、上告事件及び上告受理事件については、第一審及び控訴審の段階で長期間を要しているものが多い。

次に、全体審理期間の推移をみると、上告事件は、平成16年以降、おおむね短縮化傾向にあり、平成22年（33.9月）には、平成元年（69.3月）に比べて51.1%（35.4月）短縮化している。また、上告事件の第一審受理から上告審記録受理までの期間は平成元年以降、増減を繰り返しながらもおおむね短縮化の傾向にあり、平成22年は28.4月となっている。

さらに、上告事件の上告審記録受理から上告審終局までの期間は、平成元年（14.5月）から平成12年（8.0月）、平成13年（8.2月）までおおむね短縮化の傾向にあった後、平成15年（14.2月）までは長期化した後、その後、再度短縮化しており、平成22年には5.5月となっている。

他方、上告受理事件の全体審理期間は、平成10年から平成16年まではおおむね長期化傾向にあったが、平成17年以降短縮化傾向となり、平成22年（37.9月）には平成16年（58.1月）に比べて34.8%（20.2月）短縮化している。

○ 第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合

【表24】は、上告事件と上告受理事件とに分けて、第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合を示したものである。

これによると、上告事件では、第一審受理から上告審終局までの期間が1年以内の事件が3.4%にとどまっているが、1年超2年以内の事件は40.1%、2年超3年以内の事件は23.9%であり、67.4%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

上告受理事件でも、平均審理期間が1年以内の事件が1.2%にとどまっているが、1年超2年以内の事件は31.3%、2年超3年以内の事件は25.7%であり、58.2%の事件が第一審から上告審まで3年以内に終局している。

また、上告事件と上告受理事件とを比べると、上告受理事件の方が終局までに長期間を要している事件が若干多いが、前述の平均審理期間の分析において指摘したとおり、上告受理事件においては、重要な法律問題を含む事件の割合が増加したことが理由と思われる。

○ 小括

以上のとおり、上告事件及び上告受理事件の新受件数は、増減を繰り返しつつ、おおむね増加傾向にあ

【表24】 第一審受理から上告審終局までの期間別の事件数及び事件割合（上告事件及び上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
事件数	352	409
平均期間(月)	33.9	37.9
1年以内	12 3.4%	5 1.2%
1年超2年以内	141 40.1%	128 31.3%
2年超3年以内	84 23.9%	105 25.7%
3年超5年以内	83 23.6%	125 30.6%
5年超	32 9.1%	46 11.2%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

*30 前掲脚注23参照

る。なお、現行民事訴訟法の施行の前年である平成9年と比べると、平成22年の上告事件及び上告受理事件の新受事件の合計数は、3.9倍程度まで増加している。

このように、新受件数が高水準で推移する中で、上告事件及び上告受理事件の平均審理期間は平成16年以降、おおむね短縮化傾向にあったが、平成20年に下げ止まりの傾向を示している。また、上告事件の大半は、上告理由が明らかに法定の上告理由に該当しないものとして、決定により棄却されている上^{*31}、上告受理事件も、その大半は、上告不受理決定により終局している。他方で、判決により終局した事件は、件数は多くないものの、その平均審理期間は決定で終局する事件に比べて長い。

さらに、全体審理期間のうち、上告審の期間が占める割合は2割未満であり、第一審及び控訴審の段階で長期間を要しているものが多い。

*31 前掲脚注25参照

2. 4 まとめ

以上を前提に、民事・行政訴訟事件の審理の状況について総括すると、基本的には、15名の裁判官で、極めて多数の事件を相当迅速に審理していることがみて取れる。

もっとも、新受件数の推移をみると、前記のとおり重要な法律問題を含む事件が増加している上告受理事件の件数のみをみても、平成22年においては、現行民事訴訟法施行前の上告事件の件数^{*32}を超えている上、これに加えて、現行民事訴訟法施行後の上告事件の件数も、施行直後の平成10年及び平成11年は減少傾向にあったものの、平成12年には増加に転じ、平成22年においても依然として高水準にあり^{*33}、これらを踏まえると、最高裁判所が真に重要な法律問題に十分な力を注げるようにすることを企図した現行民事訴訟法の趣旨にかなった状況にはなっていないのではないかと考えられる^{*34}。また、前述のとおり、上告事件の大半が決定により棄却されている上、上告受理事件も、その大半が上告不受理決定により終局していること等に照らすと、最高裁判所における力の相当程度が、真に重要な法律問題を抱える事件ではなく、憲法違反等の主張はあるものの実質は法令違反等をいうにすぎない上告事件や、単なる認定非難をいうものにすぎず重要な法律問題を含まない上告受理事件の処理に割かれている可能性があるようにも思われる^{*35}。さらに、社会情勢の変化のほか、下級審の新受件数も高水準で推移していることからすると、最高裁判所の新受件数も増加が続くことが予測される。こうした新受事件の増加傾向の中で、平成20年以降、平均審理期間が横ばいないし微増の傾向を示していることからすると、真に重要な法律問題を含む事件の審理を迅速に行うことに困難が生じる可能性も否定できないように思われる。

-
- *32 現行民事訴訟法の施行前における最高裁判所の状況については、「処理能力を遥かに超えており」「すでに危機的な状況にある」と評されていた（三宅省三ほか編「新民事訴訟法体系—理論と実務—第4巻」49頁（平成9年））。
- *33 前掲脚注12のとおり、上告事件の新受件数のうち、8割程度は並行申立事件であり、また、上告事件1件当たりの負担は、現行民事訴訟法において上告理由が憲法違反及び重大な手続法違反に制限された上、本文記載のとおり、憲法違反等の主張はあるものの実質は法令違反等をいうにすぎない事件の割合が高いため、改正前民事訴訟法下に比べれば、軽減したものと思われるが、最終審としての精査の作業を要する以上、最高裁判所としては、なお相應の負担がある。
- *34 上告受理制度のほか、現行民事訴訟法においては、決定・命令等に関わる法令解釈の統一を図るため、許可抗告制度（民事訴訟法337条）が新設されている。許可抗告は、原裁判所である高等裁判所が、自らの決定又は命令について抗告を許可した場合に限って許されるものであり（同条1項）、その新受件数は必ずしも多くはないものの（平成20年は53件、平成21年は43件である。）、最高裁判所の判例（これがない場合には、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められて抗告が許可されるものであるから、1件当たりの負担は、判決によって終局する上告事件又は上告受理事件に相当するため、許可抗告の処理は、最高裁判所にとって大きな負担となっているようである（福田剛久ほか・前掲9頁から10頁まで参照）。
- *35 現行民事訴訟法は、上告理由の制限等の法改正によって生み出される余力が重要な法律問題に注がれることを想定していると考えられ、現に、新受件数が5000件を超える中で、判決により終局する事件数も100件程度に達しているのではあるが、このような大量の新受事件を迅速に処理し続ける状況の下で、重要な法律問題にこれ以上の力を注いでいく余力が実際にどの程度あるのかという疑問も生じないわけではない。

3 刑事訴訟事件の概況

3. 1 最高裁判所における 刑事訴訟事件の手続の流れ等

○ 刑事訴訟における上告審の手続の流れ

上告審の手続は、大まかにいうと、①上告趣意書差出期間指定、②上告趣意書の差出し、③審理、④決定・判決という流れになっている。原判決の結論を変更する事件等については弁論を開いた上で判決することになる。

控訴審判決に不服のある当事者（被告人・弁護人、検察官）は、上告^{*1}することができる。

当事者が申し立てることのできる適法な上告理由は、憲法違反、憲法解釈の誤り、判例違反に限られている（刑事訴訟法 405 条）。

また、最高裁判所は、具体的事件における適正な救済を図るため、適法な上告理由がない場合であっても、①判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること（同法 411 条 1 号）、②刑の量定が甚しく不当であること（同条 2 号）、③判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること（同条 3 号）、④再審事由があること（同条 4 号）、⑤判決があった後に刑の廃止・変更又は大赦があったこと（同条 5 号）、のいずれかの事情があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、原判決を破棄することができる。

なお、最高裁判所は、同法 405 条により上告をすることができる場合でなくても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、裁量により、事件を受審することができる（上告審としての事件受理の申立て。同法 406 条、刑事訴訟規則 257 条）^{*2}。

上告をするには、裁判が告知された日の翌日から 14 日以内に、上告申立書を原裁判所（第二審として終局判決を行った高等裁判所。以下同じ。）に差し出さなければならない（刑事訴訟法 414 条、373 条、358 条、374 条）。

原裁判所は、上告申立てが明らかに上告権の消滅後になされたものであるときは上告棄却決定をするが（同法 414 条、375 条）、この場合を除いては、訴訟記録を上告裁判所に送付する。

最高裁判所は、訴訟記録の送付を受けたときは、速やかに上告趣意書を差し出すべき最終日を指定してこれを上告申立人に通知しなければならない。定められた上告趣意書差出期間内に上告趣意書が差し出されない場合には、例外的な場合（上告趣意書差出期間経過後に上告趣意書を差し出したことがやむを得ない事情

*1 上告事件の大半は、高等裁判所のした控訴審の判決に対する最高裁判所への不服申立て事件である（刑事訴訟法 40 条）。上告事件には、他にも、高等裁判所が第一審を行う特別な種類の事件の判決に対する不服申立て事件（同条）や、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対する跳躍上告事件（同法 406 条、刑事訴訟規則 254 条）があるが、本報告書では、取り上げない。

*2 上告受理の制度は、刑事訴訟法 405 条の上告理由には当たらないが最高裁判所が取り上げるにふさわしい法律問題について、実質判断をなし得るようにしたものである。しかし、同法 411 条により職権破棄を求めることができることから、この制度を利用する実益に乏しいといわれており（石丸俊彦ほか「新版 刑事訴訟の実務 下巻」506 頁（新日本法規出版、平成 17 年）参照）、ほとんど利用されていない。平成 22 年の刑事上告受理申立ては 28 件であった（このうち受理されたものはなかった。）。

に基づくものと認められる場合)を除いては、決定で上告が棄却されることになる。

上告趣意書を差し出すべき最終日は、その指定の通知書が上告申立人に送達された日の翌日から起算して28日以後の日でなければならないとされている(刑事訴訟規則252条1項)。事情により、最終日の指定を変更し、上告趣意書差出期間を延期することもある。

上告審の審理は、第一審、第二審の訴訟記録の調査を中心とした書面審理によって行われる。公判期日が開かれて弁論が行われるのは、原審の量刑が死刑の事件や原判決破棄の可能性がある事件等である。

上告趣意書に記載された適法な上告理由(刑事訴訟法405条所定の事由)については必ず調査する。重大な事実誤認の主張等の同法411条の主張は、適法な上告理由には該当しないが、これらの事由があると認められれば職権で破棄することがあるため、同条の主張がされた場合、その主張された事由の存否について、訴訟記録の検討が行われる。

①上告申立てが不適法であるとき、②上告趣意書が差出期間内に差し出されなかったとき、③上告趣意書が不適法であるとき、④主張された事由が適法な上告理由に当たらないとき(後記の同法411条で破棄すべき場合を除く。)には決定で上告が棄却される(上告棄却決定)。形式的には適法な上告理由が主張されていても、その実質は法令違反等をいうにすぎない場合も、④に該当する。

適法な上告理由が主張されていても、その申立ての理由がないことが明らかであるときは、弁論を経ないで判決で上告が棄却される(上告棄却判決)。弁論を開いた事件について、申立ての理由がないとの判断に至った場合も、同法411条により破棄すべき場合を除き、判決で上告が棄却される。

①適法な上告理由があると認められた場合は、判決に影響を及ぼさないことが明らかなきを除き、判決で原判決が破棄される(なお、判例違反の事由が認められても、判例を変更して原判決を維持するのが相当なきは上告を棄却することができる。)。また、②適法な上告理由がない場合でも、同法411条各号に定める事由があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する場合には、判決で原判決を破棄することができる。

このうち、不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送し(同法412条)、それ以外の理由によって原判決を破棄するときは、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送するのが原則である(同法413条本文)。この場合、差し戻し又は移送を受けた下級裁判所は、破棄の理由となった事実上及び法律上の判断に拘束される。これに対し、最高裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によって、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、自判することができる(同条ただし書)。

○ 本報告書で対象とする統計データについて

本報告書では、最高裁判所における刑事訴訟事件(高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件)を対象として、その審理の状況を統計データから明らかにする。

なお、民事訴訟事件と同様、単年の統計データをみる場合には、特に断りのない限り、平成22年1月1日から同年12月31日までのデータを対象とする。

3. 2 刑事訴訟事件の概況

○ 新受人員及び平均審理期間の推移

(新受人員)

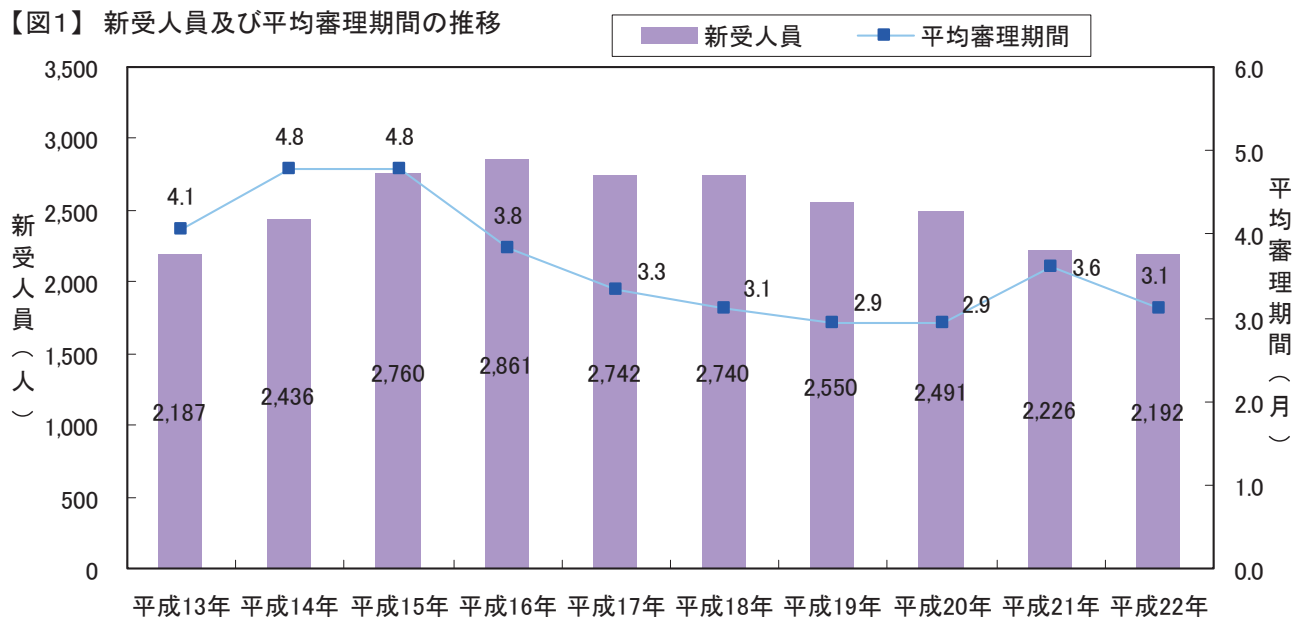
【図1】は、平成13年から平成22年までの上告事件の新受人員及び平均審理期間の推移を示したものである。

上告事件の新受人員は、平成13年は2187人であったが、平成16年には約1.3倍の2861人まで増加した。平成17年以降は緩やかな減少傾向にあり、平成22年には2192人となって、平成13年とほぼ同水準となっている。

(平均審理期間)

上告審の平均審理期間をみると、平成13年から平成15年までは、平成14年及び平成15年の4.8月をピークとして4月台で推移した後、平成16年以降は短縮化傾向にあり、平成19年及び平成20年は2.9月となった。その後、平成21年に一度長期化したものの(3.6月)、平成22年には再び3.1月まで短縮化された(【図1】)。なお、平成21年に審理期間が長期化した一因としては、事件処理に期間を要する複雑困難な事件が例年より多く既済となったことが考えられ、統計データをみても、審理に2年以上を要した複雑困難な事件の割合が、平成20年には終局人員総数の約1%(26人)、平成21年には総数の約2%(46人)、平成22年には総数の約1%(27人)と推移している。

【図1】 新受人員及び平均審理期間の推移



○ 上告申立人別の終局人員及び平均審理期間、弁護人選任率並びに上告率

(上告申立人別の終局人員及び平均審理期間)

上告申立人別の終局人員及び平均審理期間は、【表2】のとおりである。

これによれば、上告申立人別の終局人員は、被告人側申立てが2143人であるのに対し、検察官申立ては3人であり、被告人側申立ての占める割合が圧倒的に高い。

また、平均審理期間についてみると、被告人側申立てが3.1月にとどまっているのに対し、検察官申立て

は16.2月、双方申立ては15.3月となっており、いずれも被告人側申立ての5倍程度となっているが、検察官申立ては3人、双方申立ては2人にすぎないことに留意する必要がある。

（弁護士選任率）

弁護士選任率は91.0%であり、また、国選弁護士選任率は68.4%、私選弁護士選任率は23.3%である（【表2】）。

（上告率）

上告率は、38.5%となっており、地方裁判所における刑事第一審訴訟の控訴率（10.3%）と比べて高くなっている（【表2】）。

【表2】 上告申立人別の終局人員及び平均審理期間、弁護士選任率並びに上告率

終局人員	2,148
うち被告人側申立て	2,143
うち検察官申立て	3
うち双方申立て	2
平均審理期間(月)(上告審記録受理から上告審終局)	3.1
被告人側申立て	3.1
検察官申立て	16.2
双方申立て	15.3
弁護士選任率(%)	91.0
国選弁護士選任率(%)	68.4
私選弁護士選任率(%)	23.3
上告率(%)	38.5

※ 国選弁護士が解任された後に私選弁護士が選任された場合やその逆の場合は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

○ 終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況

【表3】は、平成22年における上告事件の終局区分別の審理期間の分布状況を示したものである。終局人員総数は2148人である。また、総数の8割強の事件が3月以内に、9割以上の事件が6月以内にそれぞれ終局している。終局区分の内訳に見ると、上告棄却により終局した人員は総数の約8割を占め、その平均審理期間は3.6月である。また、取下げによる終局が総数の約2割を占めている。破棄判決（破棄自判及び破棄差戻・移送）により終局した事件の平均審理期間は、破棄自判が30.0月、破棄差戻・移送が39.0月と、長期間を要しているが、そうした事件は少数にとどまっている。

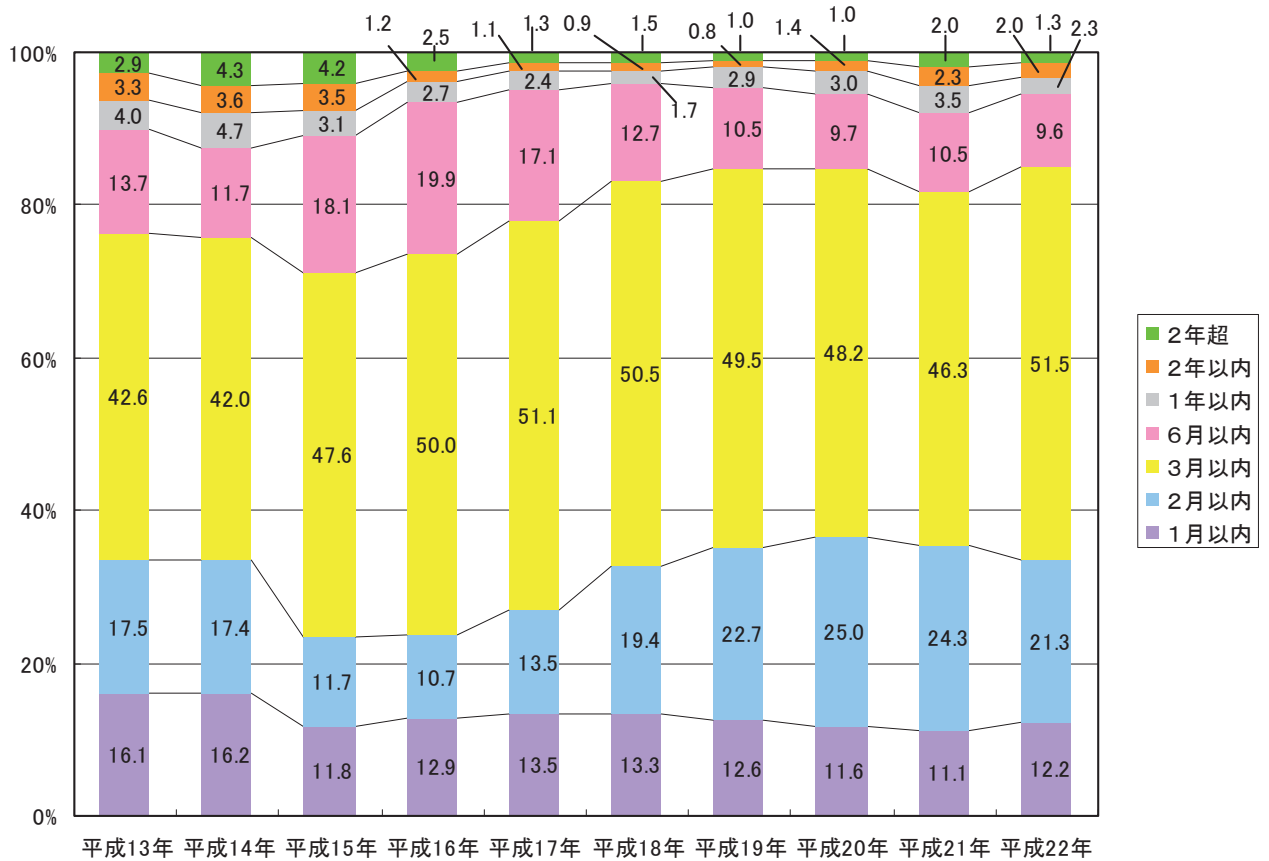
【表3】 終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	2,148	1	2	1,709	6	430
平均審理期間(月)	3.1	30.0	39.0	3.6	2.9	1.0
1月以内	261 12.2%	-	-	-	2 33.3%	259 60.2%
1月超2月以内	457 21.3%	-	-	312 18.3%	2 33.3%	143 33.3%
2月超3月以内	1,106 51.5%	-	-	1,082 63.3%	-	24 5.6%
3月超6月以内	206 9.6%	-	-	203 11.9%	1 16.7%	2 0.5%
6月超1年以内	49 2.3%	-	-	46 2.7%	1 16.7%	2 0.5%
1年超2年以内	42 2.0%	-	-	42 2.5%	-	-
2年超	27 1.3%	1 100.0%	2 100.0%	24 1.4%	-	-

○ 審理期間別事件割合の推移

【図4】は、平成13年から平成22年までの上告事件の審理期間別事件割合の推移を示したものである。審理期間別事件割合の推移をみると、平成13年から平成16年までは、審理期間3月以内の事件が占める割合が75%程度で推移しているが、平成18年以降は審理期間3月以内の事件が8割以上を占めるようになり、平成22年は約85%を占めている。また、審理期間が2年を超える事件の割合は、平成13年から平成16年にかけて2%から4%までの間で推移した後、平成17年以降は1%台で推移し、平成21年には、2.0%とやや増加したものの、平成22年には1.3%と再び減少している。

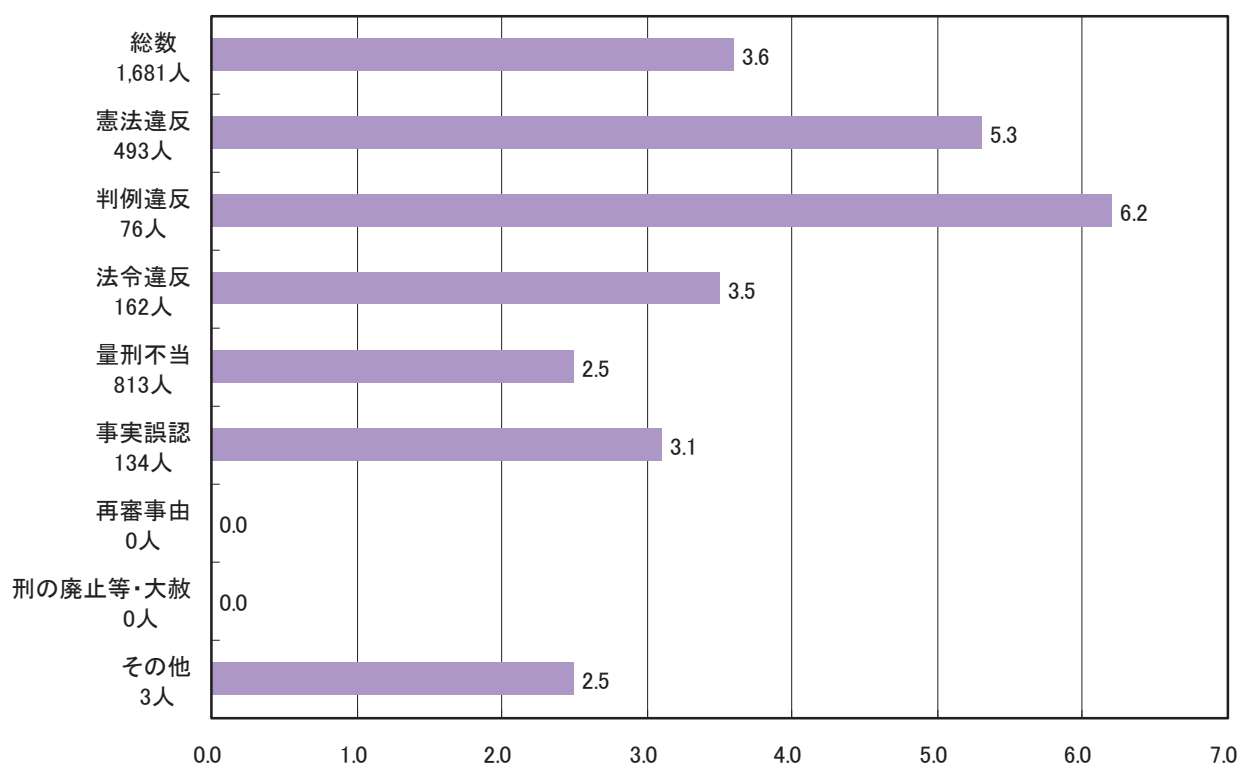
【図4】審理期間別事件割合の推移



○ 上告理由別の終局人員及び平均審理期間

【図5】は、上告理由別の終局人員及び平均審理期間を示したものである。量刑不当を上告理由とするものが終局人員総数のうちの約半数を占めており、その平均審理期間は2.5月である。判例違反を上告理由とするものは76人であり、総数の4.5%にとどまっているが、その平均審理期間は6.2月となっており、他の上告理由の場合と比べて、平均審理期間が長くなっている。なお、判例違反が上告理由として主張された事案の中で、判例違反が認められて原判決が破棄されたものはないが、判例違反が主張されるような法律問題が含まれる事案の中には、複雑な法律問題の検討を要し、審理に時間を要するものが一定程度含まれていることが推測される。

【図5】 上告理由別の終局人員及び平均審理期間



※ 1 上告理由が複数の場合は、主たる上告理由により集計した。
 2 総数(1681人)は、取下げ等、上告理由が明らかでない終局人員を除く。

(月)

○ 上告審における終局区分別の上告理由内訳

【表6】は、終局区分別に上告理由の内訳を示したものである。これによれば、総数 1681 人のうち、上告棄却で終局した人員が 1678 人、そのうち決定で終局した人員が 1671 人となっており、総数の 99.4%と圧倒的多数を占めている。上告棄却のうち、判決で終局した人員は 7 人とどまり、そのうち 6 人の上告理由は憲法違反である。破棄判決で終局した人員は、破棄自判 1 人、破棄差戻・移送 2 人であり、ここでも上告理由はいずれも憲法違反である。なお、これらの破棄判決で終局した事案は上告理由として憲法違反が主張されていたが、いずれも法令違反（刑事訴訟法 411 条 1 号）や事実誤認（同条 3 号）があることを理由に破棄されており、憲法違反があるとして破棄された事案はない。

【表6】 上告審における終局区分別の上告理由内訳

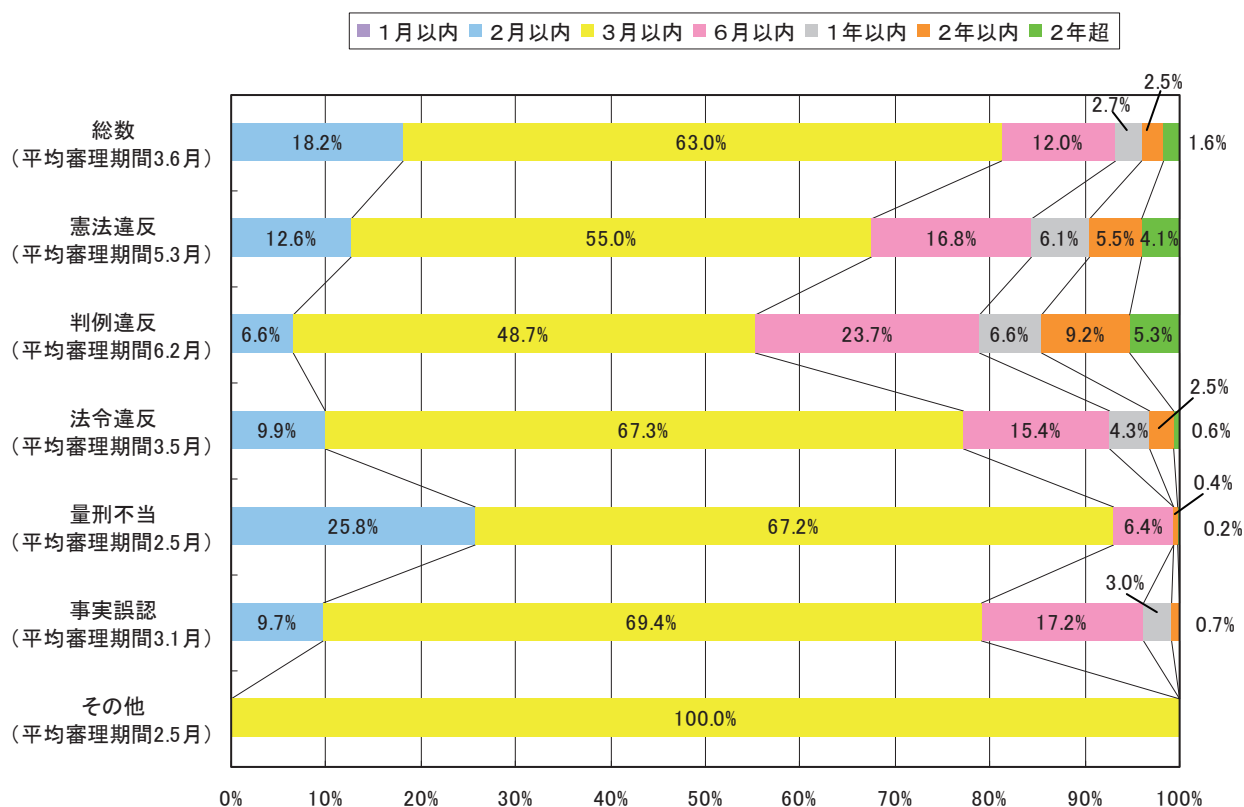
終局区分		上告理由	総数	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	その他
総数			1,681	493	76	162	813	134	3
上告棄却	判決		7	6	-	-	1	-	-
	決定		1,671	484	76	162	812	134	3
破棄	自判		1	1	-	-	-	-	-
	差戻・移送		2	2	-	-	-	-	-

- ※ 1 上告理由が複数の場合は、主たる上告理由により集計した。
 2 「その他」は、再審事由、刑の廃止・変更、大赦等である。
 3 総数(1681人)は、取下げ等、上告理由が明らかでない終局人員を除く。

○ 上告理由別の審理期間の分布

【図7】は、上告理由別の審理期間の分布を示したものである。法令違反、量刑不当又は事実誤認を上告理由とするものの審理期間は、9割以上が6月以内となっており、審理期間が1年を超えるものは極めて少ない。憲法違反又は判例違反を上告理由とするものの審理期間は、約8割が6月以内となっており、審理期間が1年を超えるものも1割程度あるが、審理期間が2年を超えるものは、憲法違反を上告理由とするもので4.1%、判例違反を上告理由とするもので5.3%と、いずれも少数にとどまっている。

【図7】 上告理由別の審理期間の分布



※ 1 上告理由が複数の場合は、主たる上告理由により集計した。
 2 取下げ等、上告理由が明らかでないものを除く。

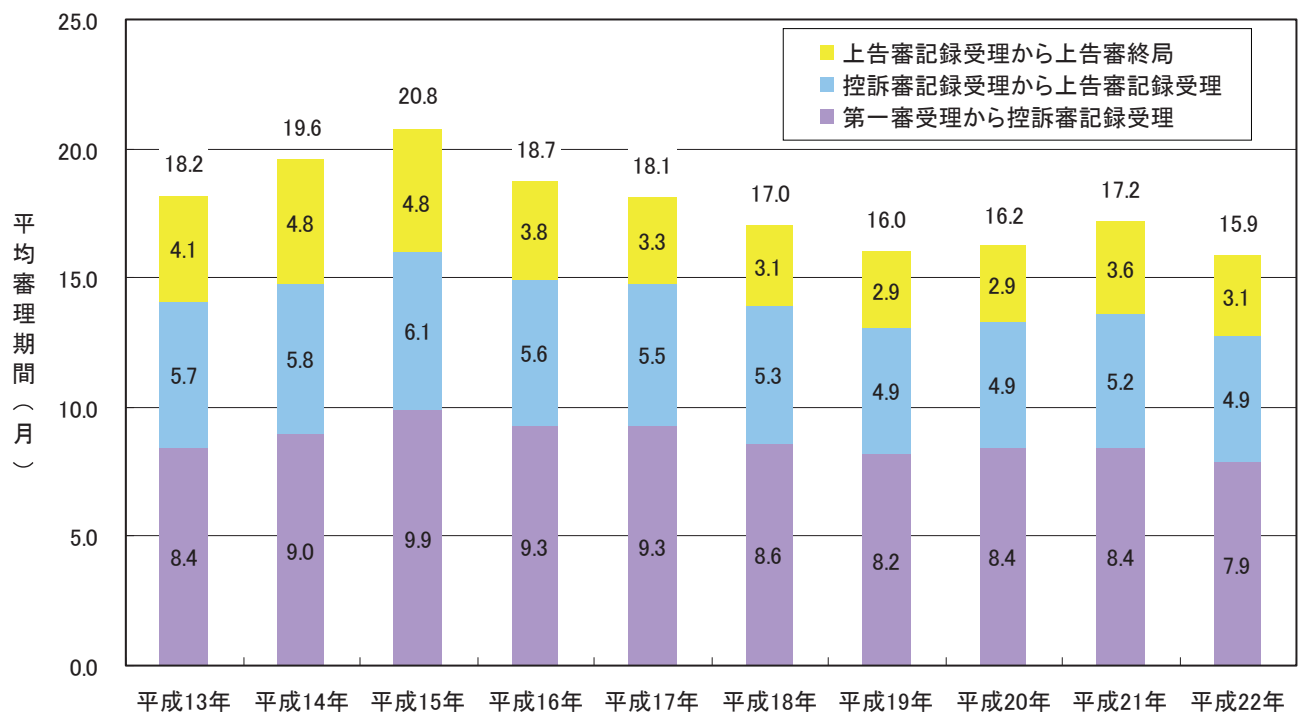
○ 第一審受理から上告審終局までの平均期間及びその推移

【図8】は、①第一審受理から控訴審記録受理までの平均期間、②控訴審記録受理から上告審記録受理までの平均期間、③上告審記録受理から上告審終局までの平均期間、④第一審受理から上告審終局までの平均期間（以下「全体審理期間」という。）及びその推移をそれぞれ示したものである。

まず、平成22年における全体審理期間をみると、15.9月（内訳は、①第一審受理から控訴審記録受理までの期間が7.9月、②控訴審記録受理から上告審記録受理までの期間が4.9月、③上告審記録受理から上告審終局までの期間が3.1月）である。上記全体審理期間のうち、③上告審記録受理から上告審終局までの期間が占める割合は19.5%であり、第一審受理から上告審記録受理までの期間（①及び②）が全体審理期間の8割以上と、大きな割合を占めている。

次に、全体審理期間の推移をみると、平成13年から平成15年まで長期化した後、平成16年以降、各審級の審理期間がそれぞれ短縮化したことに伴って、全体審理期間も短縮化傾向となり、平成19年には平成15年の数値（20.8月）に比べて23.1%（4.8月）短縮化した。その後、平成20年に、第一審の審理期間が若干長期化したため、全体審理期間も長期化に転じ、平成21年も前年よりやや長期化した。平成22年は、前年に比べて各審級の審理期間がそれぞれ短縮化したことにより、前年より1.3月短縮化している。

【図8】審級別の平均審理期間の推移



3. 3 まとめ

以上のとおり、新受人員は、平成 16 年をピークとして、徐々に減少傾向にあり、平成 13 年とほぼ同水準になっている。平均審理期間は、平成 16 年から平成 20 年まで短縮化した後、平成 21 年にやや長期化したものの、平成 22 年には、再び短縮化した。平成 16 年以降、終局人員総数の 9 割以上の事件が 6 月以内に終局しており、おおむね迅速に審理されているといえる。

また、取下げにより終局した事件を除く上告事件のほとんどが上告棄却により終局しており、破棄自判及び破棄差戻・移送により終局した事件の平均審理期間は長期間を要しているが、そうした事件は少数にとどまっている。

さらに、全体審理期間のうち、上告審の審理期間が占める割合は 2 割未満であり、第一審受理から上告審記録受理までの期間の占める割合が大きくなっている。